

# 〈參考資料編〉

## 〈参考資料編：目次〉

	ページ
1 年間練習計画例	34
2 冬季練習計画表例	35
3 外部指導者との連絡：予定表例	36
4 練習日誌例	38
5 練習前の健康チェック表 ＜NAASH 独立行政法人スポーツ振興センター ホームページより＞	40
6 応急手当参考資料 ＜日本赤十字社 ホームページより＞	42
7 応急処置（心肺蘇生法とAEDの使用手順） ＜総務省消防庁：生活密着情報・応急処置マニュアルより＞	44
8 活動場所の事前・事後チェック表 ＜NAASH 独立行政法人スポーツ振興センター ホームページより＞	53
9 県立学校の県外遠征届の例	55
10 運動部活動外部指導者派遣事業に係る任期内途中辞退の手続き例	56
11 平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について（報告）	58
12 教職員のサービスの取扱いについて（通知）	61
13 運動場のラインなどに使用する石灰の取扱いについて（通知）	64
14 熱中症事故の防止について（通知）	67
15 校外活動における事故の防止について（通知）	80
16 運動部活動における事故防止の徹底について（通知）	81
17 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知について（依頼）	82

18 熱中症事故等の防止について(通知)	87
19 学校徴収金会計事務に関する取扱について(通知)	91
20 宮城県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規定	92
21 第59回宮城県中学校総合体育大会への参加及び応援について(お願い)	95
22 宮城県中学校体育連盟主催の大会への参加及び応援について(お願い)	96
23 新型インフルエンザ(A/H1N1)等に係る諸大会の開催及び参加生徒の健康管理について(通知)	97
24 第59回宮城県高等学校総合体育大会での確認・報告事項について(通知)	99
25 学校等の柔道における安全指導について(依頼)	100
26 夏季休業中の水難事故に関する注意喚起について(依頼)	104
27 複数校合同チームによる大会参加についての考え方(全国高等学校体育連盟)	107
28 複数校合同チームの大会参加についての確認 参考 (宮城県高体連ハレホール専門部例)	108
29 外国人留学生の全国高校総体大会参加について(全国高等学校体育連盟)	109
30 高体連:転(編)入生の高等学校体育連盟主催大会への参加手続き	112
31 全国高等学校体育連盟規定	113
32 全国高等学校総合体育大会 引率・監督について	118
33 宮城県高等学校体育連盟 各種大会における引率・監督の規定	118
34 宮城県高等学校総合体育大会開催基準要項 参加資格	119
35 全国高等学校総合体育大会 大会参加資格	119

## 年間練習計画例

月	週	学校行事	県大会	東北・全国	チーム予定	大会目標	練習目標
6	1		県高校総体 仙台		県高校総体	ベスト4	
	2						試験勉強
	3	前期中間考査					試験勉強
	4	学校説明会		NHK杯 福島			
7	1		国体選手選考会 仙台				基礎練習・DFマンツ①
	2						基礎練習・DFマンツ①
	3	音楽祭			古川カップ		基礎練習・DFマンツ①
	4	集会					基礎練習・DFマンツ①
	5	課外授業		インターハイ 埼玉			走力①
8	1						走力①
	2			全国教員大会 新潟	夏合宿		走力①・OFパターン①
	3		選手権一次予選 仙台			予選免除シード	OFパターン①
	4	集会		ミ二国体 山形			OFパターン①
9	1	文化祭					OFパターン①・ブレイク①
	2		全日本県予選 仙台		全日本・県予選		OFパターン①・ブレイク①
	3						試験勉強
	4	前期期末考査					試験勉強
	5			国民体育大会 大分			DFゾーン①・OFパターン②
10	1						DFゾーン①・OFパターン②
	2						DFゾーン①・OFパターン②
	3	秋季体育大会	高校選手権県大会 古川		高校選手権県大会	ベスト4	DFマンツ②・ブレイク②
	4						DFマンツ②・ブレイク②
	5						DFマンツ②・ブレイク②
11	1			東北総合 秋田			総合練習①・ゲーム①
	2		新人予選 仙台		新人予選	ベスト4	総合練習①・ゲーム①
	3						試験勉強
	4	後期中間考査					試験勉強
12	1		市民大会 仙台		市民大会		走力②・フォーメーション
	2				新人抽選会		走力②・フォーメーション
	3						走力②・フォーメーション
	4	集会・冬期休業					総合練習②・ゲーム②
	5			全国高校選手権 東京			総合練習②・ゲーム②
1	1						総合練習②・ゲーム②
	2	集会	市民大会 仙台				総合練習②・ゲーム②
	3	センター試験	新人県大会 石巻		新人県大会	ベスト4	総合練習②・ゲーム②
	4						走力③・ブレイク③
	5	推薦入試					走力③・ブレイク③
2	1			東北新人 一関	東北新人		走力③・ブレイク③
	2						走力③・ブレイク③
	3			一関大会 一関	一関大会		試験勉強
	4	学年末考査					試験勉強
3	1	卒業式・入試					
	2						
	3						
	4	終業式					
	5	離任式			春合宿		

# 冬季練習計画表例

月	日	曜日	集合	練習開始時間	コート	練習内容	事前・事後練習	学校行事	その他				
12	1	水		13:00	B	通常練習		考査最終日					
	2	木		休			み						
	3	金		16:15	BH	通常練習							
	4	土	8:30	9:00	B	通常練習	後・ウエイト重						
	5	日	12:30	13:00	B	通常練習	前・ウエイト軽						
	6	月		16:15	BH	通常練習							
	7	火		17:15		トレーニング							
	8	水		17:15	B	通常練習							
	9	木		休			み						
	10	金		17:15	B	通常練習			県新人抽選会				
	11	土	市民大会 回体育館 VS A高校										
	12	日	市民大会 回体育館 VS B高校 C高校										
	13	月		16:15		トレーニング							
	14	火		17:15	B	通常練習							
	15	水		17:15	B	通常練習							
	16	木		休			み						
	17	金		16:15	B	通常練習			成績会議				
	18	土	10:00	仙台駅集合			◎◎遠征						
	19	日	16:00	仙台駅解散			◎◎遠征						
	20	月		休			み						
	21	火		16:15		トレーニング							
	22	水		16:15	B	通常練習			集会				
	23	木	12:30	13:00	B	通常練習	前・ウエイト軽	冬季休業	全国高等学校選抜大会・東京				
	24	金		13:00	BH	通常練習	前・ウエイト重	冬季講習(～28)					
	25	土		13:00	BH	通常練習	前・ウエイト軽						
	26	日		休			み						
	27	月	10:00	仙台駅集合			◎◎遠征						
	28	火					◎◎遠征	御用納め					
	29	水	16:00	仙台駅解散			◎◎遠征						
	30	木	8:30	9:00	B	練習・大掃除							
	31	金	正月休み HAPPY NEW YEAR!										
1	1	土	正月休み HAPPY NEW YEAR!										
	2	日	正月休み HAPPY NEW YEAR!										
	3	月	10:00	△神社	B	通常練習							
	4	火	8:30	9:00	B	通常練習	後・ウエイト重	御用始め					
	5	水	12:30	13:00	B	通常練習	前・ウエイト軽						
	6	木		休			み						
	7	金	12:30	13:00	B	通常練習	後・ウエイト重	集会・テスト					
	8	土	12:30	13:00	B	通常練習							
	9	日	8:30	9:00	B	通常練習	後・ウエイト軽						
	10	月	12:30	13:00	B	通常練習			成人の日				
	11	火		17:15	B	通常練習							
	12	水		17:15	B	通常練習							
	13	木		16:15	B	通常練習							
	14	金	16:00	大会会場へ移動		チーム練習							
15	土	平成XX年度 宮城県高等学校新人○○大会 (E市)							センター試験				
16	日												センター試験
17	月												自己採点
18	火		休			み							
19	水		17:15	B	通常練習								
20	木		16:15		トレーニング								
21	金		17:15	B	通常練習								
22	土	8:00	9:00	B	通常練習	後・ウエイト軽							

<外部指導者との連絡:予定表 例 ①>

☆☆高校 ○△◇部予定表

8月25日配布予定

		9月予定							10月予定															
日	曜	学校行事	練習時間	場所 (○△◇)	練習内容	備考	○指導予定			×欠席			△未定											
							A	B	C	A	B	C	A	B	C									
1	水		16:15~18:30	体育館B	通常練習		○	×		59	276	1	金		16:15~18:30	B	通常練習	地区新人抽選会	×	○		8	246	
2	木		16:15~18:30	B	通常練習		○	×		58	275	2	土		7:00	練習試合 (○真立△高校)	新人抽選会	○	○		7	245		
3	金	大講義 LHR	13:00		体育館空場等	ハイブ椅子並べ	○	○		57	274	3	月		12:00~17:00	練習試合	新人抽選会	○	○		6	244		
4	土									56	273	4	月			休						5	243	
5	日	文化祭	7:00		体育館空場等(1階)		○	○		55	272	5	火		16:15~18:30	B	通常練習			○	×		4	242
6	月	振替 (B/A)	9:00~12:00	B	通常練習	膝・ウエイト重	○	○		54	271	6	水		16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング			○	△		3	241
7	火	振替 (B/A)	12:00~15:00	B	通常練習	膝・ウエイト重	○	○		53	270	7	木		16:15~18:30	B	通常練習			○	△		2	240
8	水		16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング		△	×		52	269	8	金		16:15~18:30	B	通常練習			○	○		1	239
9	木	種痘相談 及び試験説明会	16:15~18:30	B	通常練習		○	△		51	268	9	土		7:00 山崎球場 5	全国選抜大会 (○○市体育館) ①10:30 VS T高校 ②16:30 VS Y or K高校				○	○		本番	238
10	金		16:15~18:30	B	通常練習		×	○		50	267	10	日			全国選抜大会 (○○市体育館) ①10:30 VS ②17:00 練習				○	○		本番	237
11	月	閉校式	8:30~18:00	高校	練習試合	IRM高校	○	○		49	266	11	月			全国選抜大会 (○○市体育館) ①17:00 練習2 ②17:00 練習3				○	○		本番	236
12	日	3年模試	8:30~11:00	A	練習試合	AACD高校	○	○		48	265	12	火		16:15~18:00	B	自主練習	シューティング ウエイト・経		△	○		18	235
13	月									26	264	13	水		16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング			△	△		17	234
14	火		16:15~18:30	B	通常練習		○	×		25	263	14	木		16:15~18:30	B	通常練習			○	×		16	233
15	水									24	262	15	金		16:15~18:30	B	通常練習			○	×		15	232
16	木									23	261	16	土		12:00~15:00	B	通常練習	膝・ウエイト重		○	○		14	231
17	金	3年模試								22	260	17	日		16:00~18:00	B	通常練習	膝・ウエイト重		○	○		13	230
18	土									21	259	18	月			休						12	229	
19	日									20	258	19	火		16:15~18:30	B	通常練習			○	×		11	228
20	月									19	257	20	水		16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング			△	×		10	227
21	火									18	256	21	木		16:15~18:30	B	通常練習			△	×		9	226
22	水	前期末考査								17	255	22	金		16:15~18:30	B	通常練習			×	○		8	225
23	木									16	254	23	土		8:00	練習試合 真野△高校	練習		○	×		7	224	
24	金									15	253	24	日		9:00~12:00	B	通常練習	膝・ウエイト重		○	△		6	223
25	土	3年模試								14	252	25	月			休						5	222	
26	日									13	251	26	火		16:15~18:30	B	通常練習			△	△		4	221
27	月									12	250	27	水		16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング			○	×		3	220
28	火	AEO講習会	16:15~18:30	B	通常練習		×	○		11	249	28	木		17:00~18:30	B	通常練習			○	×		2	219
29	水	後期地産式 職員会議	16:15~18:00	外 B室	ランニング トレーニング		△	△		10	248	29	金		16:15~18:30	B	通常練習			△	△		1	218
30	木	交通安全教室	16:15~18:30	B	通常練習		×	△		9	247	30	土			新人地区予選				○	○		本番	217
	日											31	日			新人地区予選				○	○		本番	216

※ 本文主下線部分は、先月配布予定表と変更があった部分  
ユーザの手定で確定したら、8月24日までに連絡願います!

<外部指導者との連絡・予定表 例 ②>

☆☆高校 ○△◇部予定表

9月25日配布予定

Table with columns for month (10月, 11月), school activities (e.g., 通常練習, ランニング), dates, times, and staff members. Includes a legend for symbols like ○, △, ◇ and a note at the bottom regarding the distribution date.

<練習日誌例>

# PRACTICE NOTE

2011年 月 日 ( ) 時間: : ~ :

見学者: \_\_\_\_\_ 欠席者: \_\_\_\_\_

指導 ( ) 訪問者: \_\_\_\_\_

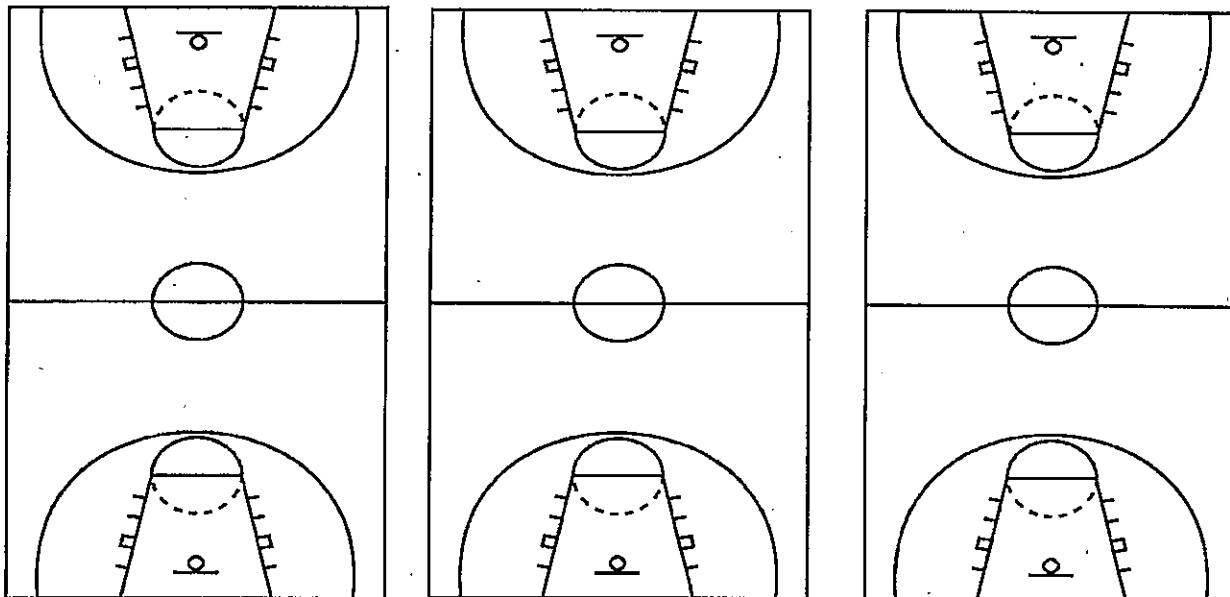
## MENU

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_
- ⑥ \_\_\_\_\_
- ⑦ \_\_\_\_\_
- ⑧ \_\_\_\_\_
- ⑨ \_\_\_\_\_
- ⑩ \_\_\_\_\_
- ⑪ \_\_\_\_\_
- ⑫ \_\_\_\_\_
- ⑬ \_\_\_\_\_
- ⑭ \_\_\_\_\_
- ⑮ \_\_\_\_\_
- ⑯ \_\_\_\_\_
- ⑰ \_\_\_\_\_
- ⑱ \_\_\_\_\_

☆目標・ポイント

☆課題・確認

☆連絡事項





<練習日誌 例 ② 健康管理表>

NO	氏名	1		2		3		4		5		6		7	
		/( )		/( )		/( )		/( )		/( )		/( )		/( )	
		体重前	脂肪前	体重前	脂肪前	体重前	脂肪前	体重前	脂肪前	体重前	脂肪前	体重前	脂肪前	体重前	脂肪前
		体重後	脂肪後	体重後	脂肪後	体重後	脂肪後	体重後	脂肪後	体重後	脂肪後	体重後	脂肪後	体重後	脂肪後
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

### 練習前の健康チェック表

部活動名

月

年 組 番 氏名

チェック項目	経年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
昨夜はよく休れた。	○																																	
朝食をきちんと食べた。	×																																	
今、熱がない。	○																																	
今、頭痛はない。	○																																	
今、胸膈・息苦しさはない。	○																																	
今、腹痛はない。	○																																	
今、手・足・関節を動かす時に痛みはない。	○																																	
今、その他の体に痛みはない。	○																																	
現在、けがで病院にかかっていない。	×																																	
※																																		
顧問確認																																		

\*研究協力校で自由記入

#### プログラム2のレベルチェック

目標レベル	測定日	1-5	H21.5.31			
測定結果	12秒	Level Up?	😊	😊	😊	😊

#### ☆ ウォーミングアップで奨励する運動

① 去与可能な運動を選手で行ってください。

##### I) 動的ストレッチング (5秒保持)

- ① 片脚前屈 (片脚前屈と股関節、大腿後面) ② 大腿後面 ③ 体幹横 (側屈)
- ④ 股関節外転+膝後面位での側脚運動 ※よくはき

##### II) 動的ストレッチング (股関節運動) 5回左右1セット

股関節屈曲 (+伸屈)、外転 (+内転)、外回 (+内回)

##### III) バランス+筋力運動 (立っスクワット+ジャンプ) : 3~5回

###### 1 一人で行う場合

- ① 両足スクワット (ハーフスクワットでゆっくりと3回)
- ② 一足ジャンプ (大きく1回と止まる×3回) 停止で動かない
- ③ 一歩動へ (サイド3往復、前後同、180度回転同) 停止で動かない

###### ② 片脚両足両足

- ① 片脚スクワット (はじめはクォーター、可能ならハーフで3回ずつ)
- ② レッグランジ、サイドランジ指降 (できるだけ大きく3回ずつ)
- ③ 片脚スクワットジャンプ (左右3回ずつ、1回ごとにしっかり停止する)

###### 2 二人一組で行う場合

- ① 両足スクワット (ハーフスクワットでゆっくりと3回)
- ② 両足スクワットでのその場ジャンプ (大きく1回と止まる×3回)
- ③ 移動 (180度回転を注意して向き合う×3回、動いたら負け)
- ④ 次に相手の動きに合わせて距離を測れないように前後左右へ
- ⑤ \*お互いの方向をうつ、しっかり止まって、動いたら負け

###### ② 片脚両足両足

- ① お互い見合いながら片脚スクワット (ぐらつかないように3回ずつ)
- ② レッグランジ、サイドランジ指降 (できるだけ大きく3回ずつ)
- ③ 片脚スクワットジャンプ (左右3回ずつ、1回ごとに停止する)

###### ③ 遊びの導入

- ① 両足で立った状態での押し合い (3本勝負、動いた方が負け)
- ② 片足で立った状態での押し合い (3本勝負、動いた方が負け) ×両足
- ③ ベンチ手たき合戦 (持ちつき、つき元立ち)
- ④ 膝まっすぐキープ (前、横、後)
- ⑤ マル引き、バトン引き

#### ☆ クーリングダウンで必ずやってほしい運動

股関節の動的ストレッチング (股関節運動) 5回左右1セット

#### ☆ 評価方法

##### I) 横つきベンチの耐久時間 (軸が維持できる時間)

- レベル1: 10秒以内
- レベル2: 10秒以上30秒以内
- レベル3: 30秒以上
- レベル4: 片方の手どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル5: 片方の足どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル6: レベル5からさらに上の足を置いて10秒以上こらえられる
- レベル7: 片方の手と反対の足を浮かして10秒以上こらえられる

##### II) ベンチの耐久時間 (軸が維持できる時間)

- レベル1: 10秒以内
- レベル2: 10秒以上30秒以内
- レベル3: 30秒以上
- レベル4: 片方の手どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル5: 片方の足どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル6: レベル5からさらに上の足を置いて10秒以上こらえられる
- レベル7: 片方の手と反対の足を浮かして10秒以上こらえられる

##### III) サイドベンチの耐久時間 (軸が維持できる時間)、左右あり

- レベル1: 左右とも10秒以内
- レベル2: 左右どちらかが10秒以上30秒以内
- レベル3: 左右とも10秒以上30秒以内
- レベル4: 左右どちらかが30秒以上
- レベル5: 両足とも30秒以上
- レベル6: 上り足を踏ませ10秒以上こらえられる
- レベル7: 上り足をさらに踏ませ (外転させ) 10秒以上こらえられる

「プログラム2のレベルチェック」表には、測定日、到達レベル、耐久時間(秒)をH21.5.31、1-5、12秒というように記入する。

NAASH 独立行政法人日本スポーツ振興センター <http://www.naash.go.jp/> 学校災害事故防止に関する研究  
 「課外指導における事故防止対策」-体育的部活動における現状と事故防止のための管理と指導- から  
[http://naash.go.jp/enzen/enzen\\_school/bousi\\_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx](http://naash.go.jp/enzen/enzen_school/bousi_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx)

### 練習前の健康チェック表

部活動名 \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

チェック項目	練習日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
昨夜はよく眠れた。	良	<input type="checkbox"/>																														
朝食をきちんと食べた。	悪	<input checked="" type="checkbox"/>																														
今、熱がない。	良	<input type="checkbox"/>																														
今、頭痛はない。	良	<input type="checkbox"/>																														
今、胸膈・息苦しさはない。	良	<input type="checkbox"/>																														
今、耳鳴はない。	良	<input type="checkbox"/>																														
今、手・足(関節を含む)に痛みはない。	良	<input type="checkbox"/>																														
今、その他の体に痛みはない。	良	<input type="checkbox"/>																														
現在、けがで病院にかかっていない。	悪	<input checked="" type="checkbox"/>																														
医師検定済																																

\*研究協力校で自由記入

#### プログラム2のレベルチェック

記録例

目標レベル	測定日	1-5	H21.5.31		
測定結果	12秒	Level Up?		Level Up?	

#### ☆ ウォーミングアップで奨励する運動

※ 実施可能な運動を選んでください。

##### I) 静的ストレッチング (5秒保持)

- ① 背伸筋 (背伸筋群と股筋、大腿後面) ② 大腿筋 ③ 背筋 (胸筋)
- ④ 股関節外転・内転両方向での側脚運動 ⑤ ふくらはぎ

##### II) 動的ストレッチング (股関節運動) 5回左右1セット

股関節屈曲 (十歩進)、外転 (十歩退)、外転し十歩退し

##### III) バランス+筋力運動 (立っスクワットジャンプ) : 3-5回

\* 基本的には3回ですが、余裕があれば5回挑戦してみてください。

- ① 両足スクワット3回、片脚スクワット3回ずつ
  - レッグランジ、サイドランジ指導 (しっかりと3回ずつ)
  - 片脚スクワットジャンプ (しっかりと3回ずつ)
- ② 両脚両足による移動訓練 (両脚スクワットジャンプ)
  - 前方へ大きく1歩、その後足停止、3歩ずつ
  - ナイド移動 (左右2回ずつ)
  - ジグザグ前方移動 (しっかりと5歩)
  - 180度回転移動 (1回ずつ3往復)
- ③ 片脚両足による移動訓練 (片脚スクワットジャンプ)
  - 前方1歩ずつ、その後足停止、3歩ずつ
  - ナイド移動 (左右へ2回ずつを交互で)
  - ジグザグ前方移動 (左右4歩ずつ)

#### ☆ クーリングダウンで必ずやってほしい運動

股関節の動的ストレッチング (股関節運動) 5回左右1セット

#### ☆ 評価方法

高等学校用

##### I) 腕立てベンチの耐久時間 (腕が維持できる時間)

- レベル1 : 10秒以内
- レベル2 : 10秒以上30秒以内
- レベル3 : 30秒以上
- レベル4 : 片方の手どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル5 : 片方の足どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル6 : レベル5からさらに上の足を両足で10秒以上こらえられる
- レベル7 : 片方の手と反対の足を浮かして10秒以上こらえられる

##### II) ベンチの耐久時間 (腕が維持できる時間)

- レベル1 : 10秒以内
- レベル2 : 10秒以上30秒以内
- レベル3 : 30秒以上
- レベル4 : 片方の手どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル5 : 片方の足どちらかを浮かして10秒以上こらえられる
- レベル6 : レベル5からさらに上の足を両足で10秒以上こらえられる
- レベル7 : 片方の手と反対の足を浮かして10秒以上こらえられる

##### III) サイドベンチの耐久時間 (腕が維持できる時間)、左右あり

- レベル1 : 左右とも10秒以内
- レベル2 : 左右どちらかが10秒以上30秒以内
- レベル3 : 左右とも10秒以上30秒以内
- レベル4 : 左右どちらかが30秒以上
- レベル5 : 左右とも30秒以上
- レベル6 : 上の足を両足で10秒以上こらえられる
- レベル7 : 上の足をさらに両足 (外転させ) 10秒以上こらえられる

【プログラム2のレベルチェック】欄には、実施日、到達レベル、耐久時間 (秒) をH21.5.31、I-5、12秒というように記載する。

NAASH 独立行政法人日本スポーツ振興センター <http://www.naash.go.jp/> 学校災害事故防止に関する研究

「課外指導における事故防止対策」-体育的部活動における現状と事故防止のための管理と指導- から

[http://naash.go.jp/anken/anken\\_school/bousi\\_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx](http://naash.go.jp/anken/anken_school/bousi_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx)

## <応急手当参考資料>

<参考：日本赤十字社ホームページ（<http://www.jrc.or.jp/study/safety/kinkyu/index.html>）より>

### 【非開放骨折】

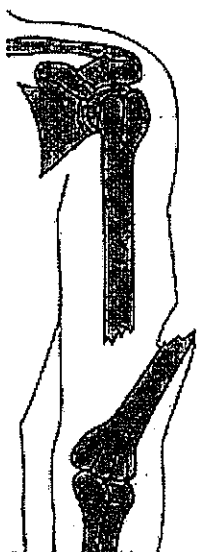


骨折部の皮膚にきずがない、あるいは骨折部が体の表面のきずと直接つながっていない状態の骨折です。

#### <手当>

- ・全身及び患部を安静にします。
- ・患部を固定します。（骨折した手足の末梢を観察できるように、手袋や靴、靴下などを予め脱がせておきます。）
- ・骨折部が屈曲している場合、無理に正常位に戻そうとすると、鋭利な骨折端が神経、血管などをきずつける恐れがあるので、そのままの状態に固定します。
- ・固定後は、傷病者の最も楽な体位にします。腫れを防ぐために、できれば患部を高くします。
- ・全身を毛布などで包み、保温します。

### 【開放骨折】



骨折部が体の表面のきずと直接つながっています。外からのきずだけでなく、折れた骨の鋭い骨折端が内部から皮膚を破って外に出ていることがあります。

また、誤った手当や搬送によって、二次的に起こることもあります。開放骨折は、「神経・血管・筋肉などの損傷がひどい」「出血が多量」「骨折部が汚れやすく感染の危険が高い」などの危険性があり、これらは骨折の治癒を長引かせ、化膿したり関節が動きにくくなったりするほか、上肢・下肢の切断を余儀なくされることもあります。

#### <手当>

- ・非開放骨折の手当と同じですが、特に次のことに注意します。
- ・出血を止め、きずの手当をしてから固定します。
- ・骨折端を元に戻そうとしてはいけません。
- ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、きずの部分まで切り広げます。

### 【アキレス腱断裂】



#### <手当>

- ・歩かせてはいけません。
- ・下向きに寝かせて、副子の上に固定します。上向きするときにも、つま先を伸ばした状態のまま医療機関に搬送します

## 【 肉 離 れ 】

背筋の肉離れは、不自然なかっこうで重い物を持ち上げたときなどに起こります。大腿、下腿などの肉離れは、スポーツ外傷に多く、あまり運動をしない人が急に運動したり、筋肉に力が入って収縮しているところを強く打ったりした場合などに起こります。

### <手当>

- ・冷やして安静にします。
- ・背筋の場合は、マットレスの下に板を入れます。
- ・激しい痛みがあるときは、医師の診療を受けさせます。

## 【 脱 臼 】

脱臼は関節が外れたものです。関節周囲の靭帯、筋、腱、血管の損傷を伴うことがよくあります。特に肩、肘、指に起こりやすく、適切な治療をしないと関節が動かなくなったり、脱臼が習慣になったりする恐れがあります。

### <症状>

- ・関節が変形し、腫れて痛む。
- ・脱臼したままの関節は、自分では動かせない。

### <手当>

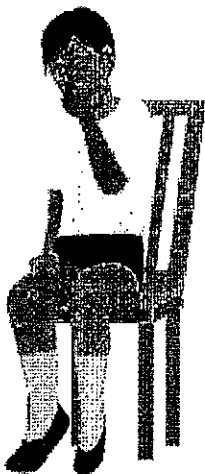
- ・患部をできるだけ楽にし、上肢ならば三角巾を利用して固定します。
- ・できるだけ早く医師の診療を受けさせます。

※脱臼をはめようとしたり、関節の変形を直そうとしてはいけません。関節周囲の血管や神経などをいためる危険性があります。

### ※肘内障（ちゅうないしょう）

こどもに多くみられる肘関節の亜脱臼で、真の脱臼ではなく、手を強く引っ張ったときに起きます。肘の痛みのため、上腕をだらっと下げ動かさなくなります。すぐに医師の診療を受けさせます。

## 【 鼻 血 】



鼻出血の大部分は、鼻の入口に近い鼻中隔粘膜の細い血管が、外傷（ひっかくことやぶつかることなど）や血圧、気圧の変化などで腫れて出血します。

### <手当>

- ・座って軽く下を向き、鼻を強くつまみます。これで大部分は止まります。
- ・額から鼻の部分冷やし、ネクタイなどはゆるめ、静かに座らせておきます。
- ・ガーゼを切って軽く鼻孔に詰め、鼻を強くつまみます。
- ・出血が止まっても、すぐに鼻をかんではいけません。
- ・このような手当で止まらない場合は、もっと深い部分からの出血を考えて、医師の診療を受けさせます。

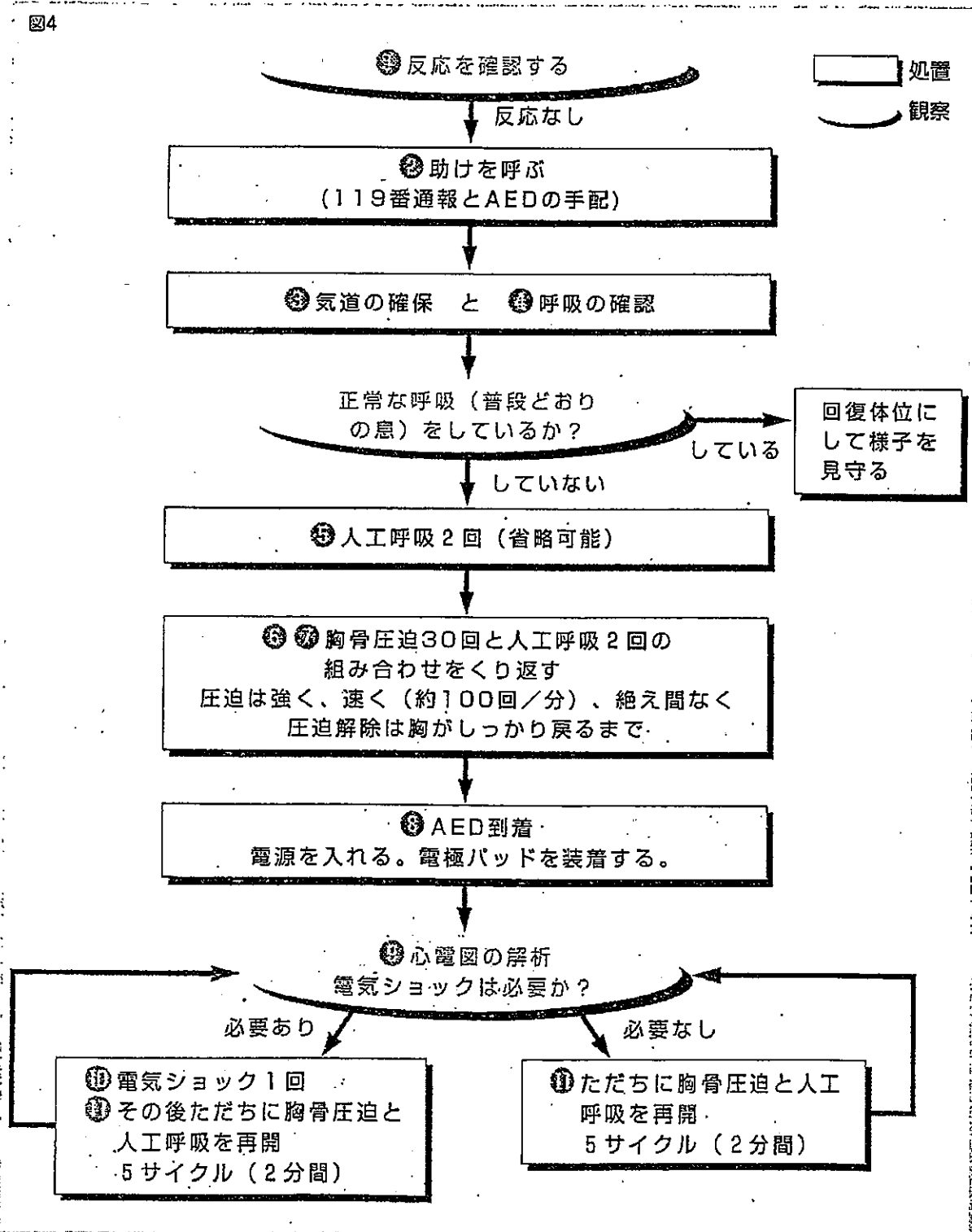
※鼻出血の場合、頭を後ろにそらせると、温かい血液が喉に回り、苦しくなったり、飲み込んで気分を悪くすることがあるので、上を向かせないようにします。

※頭を打って鼻出血のある場合は、止めようとむやみに時間をかけるのではなく、手当とあわせて直ちに119番通報します。

# §2 救命処置

## 1 救命処置の流れ (心肺蘇生法とAEDの使用)

図4



## II 救命処置の手順（心肺蘇生法とAEDの使用の手順）

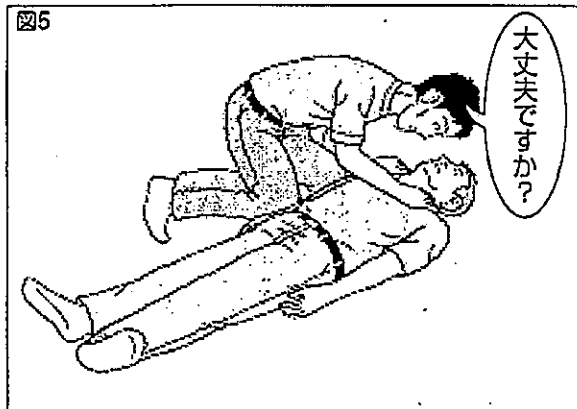
### 1 心肺蘇生法の手順

#### ① 反応を確認する

- 傷病者の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみます。

#### ポイント

- 呼びかけなどに対して目を開けるか、なんらかの返答または目的のある仕草がなければ「反応なし」と判断します。
- 反応（意識）があれば傷病者の訴えを聞き、必要な応急手当を行います。



反応の確認

#### ② 助けを呼ぶ

- 反応がなければ、大きな声で「誰かきて！人が倒れています！」と助けを求めます。
- 協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAED（自動体外式除細動器）を持ってきてください」と要請します。

#### ポイント

- 救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、次の手順に移る前に、まず自分で119番通報することを優先します。

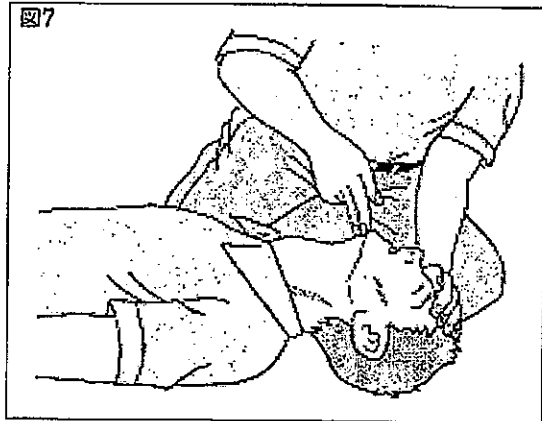


119番通報とAEDの手配

### ③ 気道の確保（頭部後屈あご先挙上法）

傷病者の喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくします（気道の確保）。

- 片手を額に当て、もう一方の手の人差指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げます（あご先挙上）。



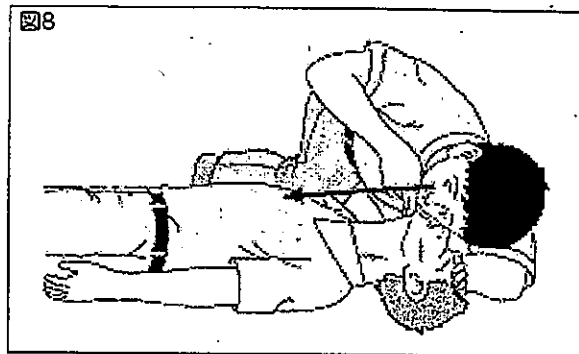
頭部後屈あご先挙上法

- 指で下あごの柔らかい部分を強く圧迫しないようにします。

### ④ 呼吸の確認

傷病者が正常な呼吸（普段どおりの息）をしているかどうかを確認します。

- 気道を確保した状態で、自分の顔を傷病者の胸に向けながら、頬を傷病者の口・鼻に近づけます。
- 10秒以内で、①胸や腹部の上がり下がりを見て、②息の音を聞いて、③頬で息を感じます。



「見て」「聞いて」「感じて」確認する

次のいずれかの場合には、「正常な呼吸（普段どおりの息）なし」と判断します。

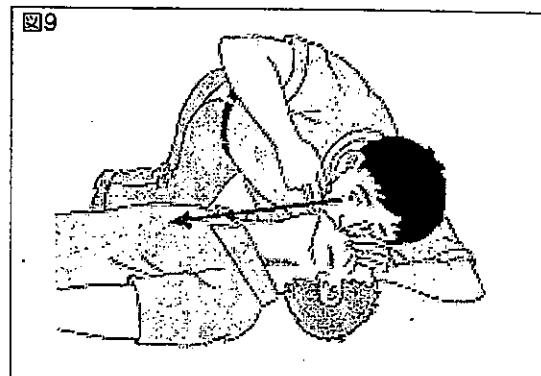
- 胸や腹部の動きがなく、呼吸音も聞こえず、吐く息も感じられない場合。
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合。
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合。

心停止が起こった直後には、しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられることがあります。この呼吸を「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」といいます。「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」は、正常な呼吸（普段どおりの息）ではありません。

### ⑤ 人工呼吸（口対口人工呼吸）

正常な呼吸（普段どおりの息）がなければ、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

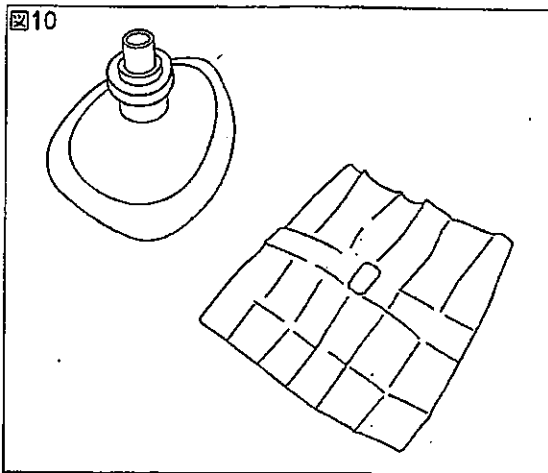
- 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差指で傷病者の鼻をつまみます。
- 口を大きくあけて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ち上がるのを確認します。
- いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。



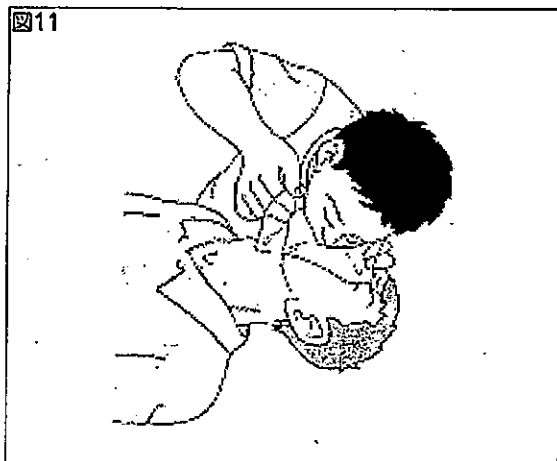
胸が持ち上がるのを確認する



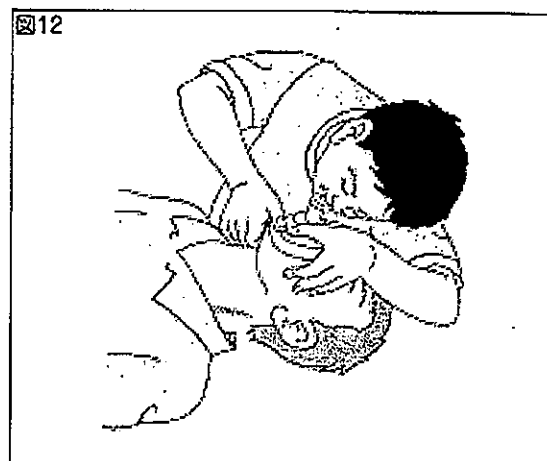
- 1回目の吹き込みで胸が上がらなかった場合には、もう一度気道確保をやり直し、吹き込みを試みます。うまく胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫に進みます。
- 簡易型の感染防護具（一方向弁付きの感染防止用シートあるいは人工呼吸用マスク）を持っていると役立ちます。
- 傷病者に出血がある場合や、感染防護具を持っていないなどにより口対口人工呼吸がためられる場合には、人工呼吸を省略し、すぐに胸骨圧迫に進みます。



簡易型の感染防護具



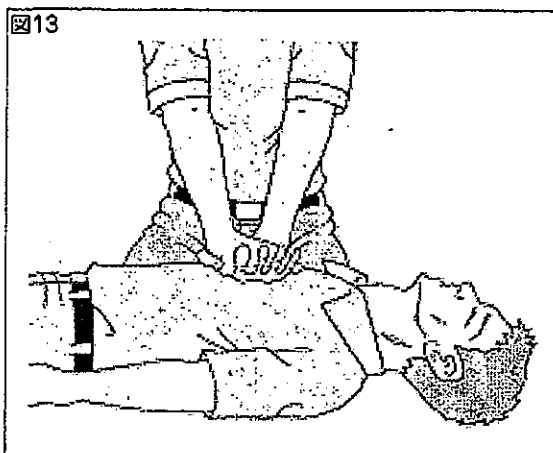
一方向弁付感染防止用シート



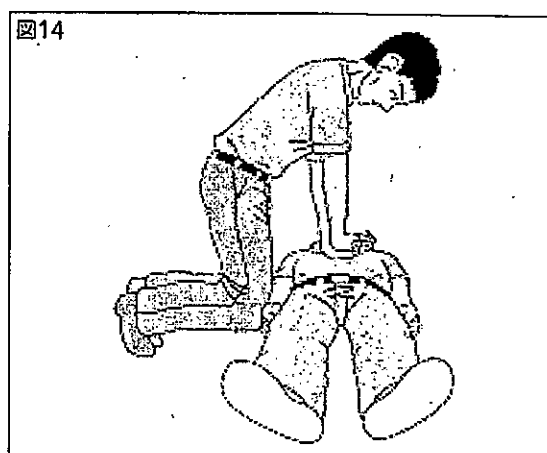
一方向弁付人工呼吸用マスク

## ⑥ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

2回の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたなら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。



胸骨圧迫（心臓マッサージ）



胸骨圧迫の姿勢

- 胸の真ん中を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。
  - 胸の真ん中（乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中）に、片方の手の付け根を置きます。
  - 他方の手をその手の上に重ねます（両手の指を互いに組むと、より力が集中します）。

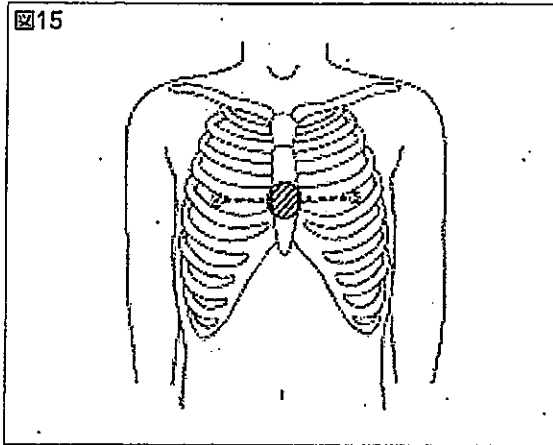


図15 胸骨圧迫部位

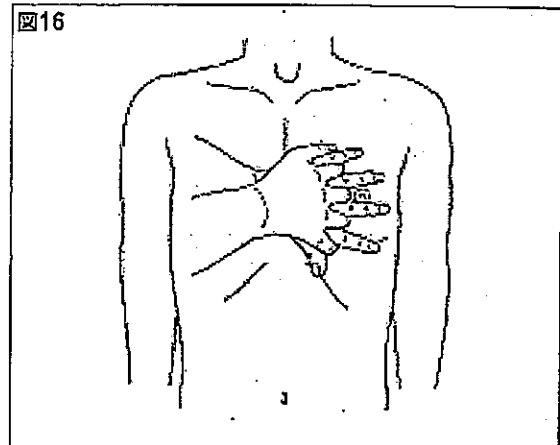


図16 両手の置き方

- 肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が4～5cm沈むほど強く圧迫します。
- 1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します。
- 圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除します。

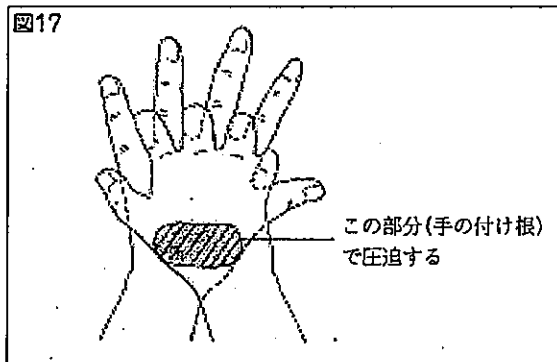


図17 両手の組み方と力を加える部位

この部分(手の付け根)で圧迫する

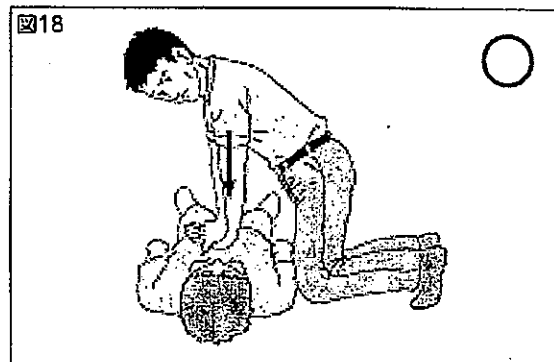


図18 垂直に圧迫する

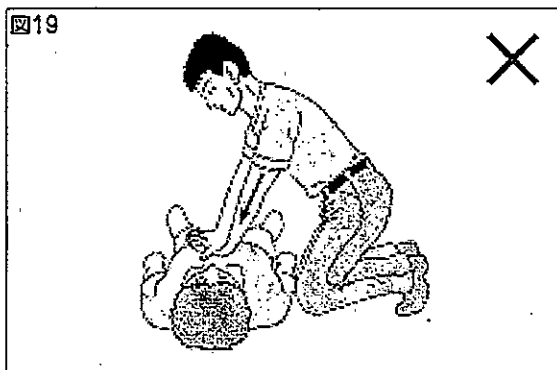


図19 斜めに圧迫しない



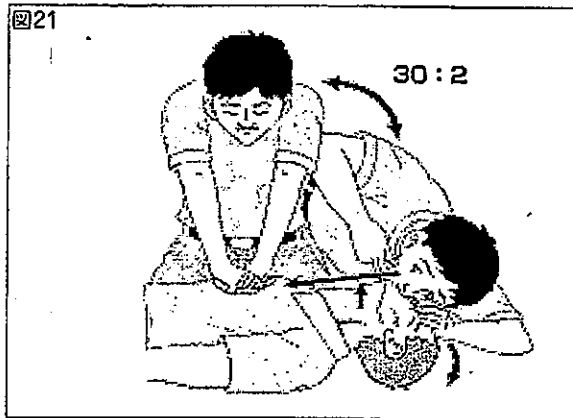
図20 肘を曲げて圧迫しない

⑦ 心肺蘇生法の実施 (胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせを継続)

- 胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。
- この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ (30:2のサイクル) を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

注意

- 疲れるので、もし、救助者が二人以上いる場合は、2分間 (5サイクル) 程度を目安に交代して、絶え間なく続けることが大切です。
- 心肺蘇生法を中止するのは、①心肺蘇生法を続けているうちに傷病者がうめき声を出したり、普段どおりの息をし始めた場合。②救急隊に心肺蘇生法を引き継いだとき (救急隊が到着してもあわてて中止せずに、救急隊の指示に従います)。



胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

☆ 胸骨圧迫30回

- 胸の真ん中 (乳頭と乳頭の真ん中) を圧迫
- 強く (胸が4~5cm沈むまで)
- 速く (1分間に100回のテンポ)
- 絶え間なく (30回連続)
- 圧迫と圧迫の間は力を抜く (胸から手を離さずに)

☆ 人工呼吸2回

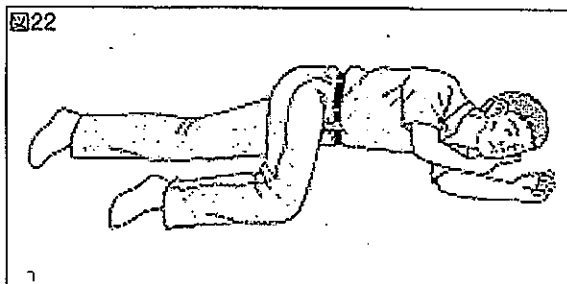
(省略する場合あり)

- 口対口で鼻をつまみながら息を吹き込む
- 胸が上がるの見えるまで
- 1回約1秒間かけて
- 2回続けて試みる

ポイント

反応はないが正常な呼吸をしている場合は……  
回復体位

- 反応はないが正常な呼吸 (普段どおりの息) をしている場合は、気道の確保を続けて救急隊の到着を待ちます。吐物等による窒息の危険があるか、やむを得ず傷病者のそばを離れるときには、傷病者を回復体位にします。
- 下あごを前に出し、上側の手の甲に傷病者の顔をのせる。さらに、上側の膝を約90度曲げて、傷病者が後ろに倒れないようにします。



回復体位

## 2 AEDの使用手順

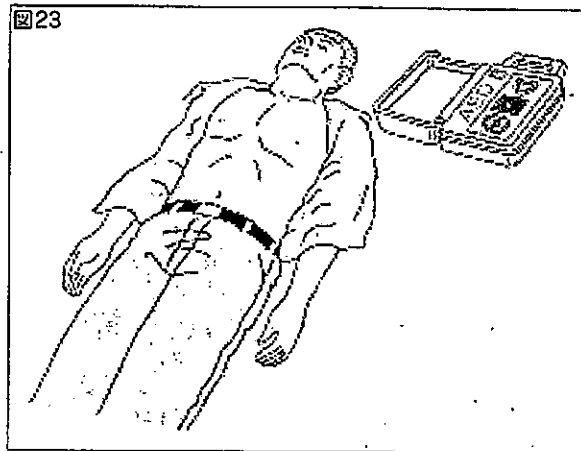
- 心肺蘇生法を行っている途中で、AEDが届いたらすぐにAEDを使う準備を始めます。
- AEDにはいくつかの種類がありますが、どの機種も同じ手順で使えるように設計されています。AEDは電源が入ると音声メッセージとランプで、あなたが実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いてそれに従ってください。



AEDは、成人（約8歳以上）はもとよりですが、小児（約1歳以上約8歳未満）にも使用できます。1歳未満の乳児に対しては、AEDは使用できません。これらについては、p.17「IV 子どもの救命処置」を参照してください。

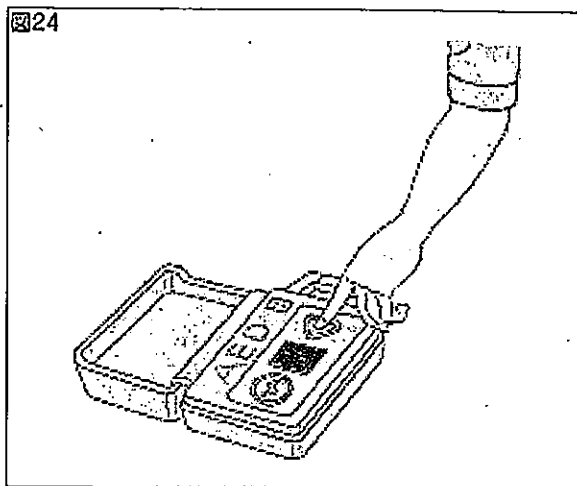
### ⑧ AEDの到着と準備

- ① AEDを傷病者の横に置く
- AEDを傷病者の頭の横に置きます。ケースから本体を取り出します。



AEDを置く場所

- ② AEDの電源を入れる
- AEDのふたを開け、電源ボタンを押します。ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。
  - 電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作します。

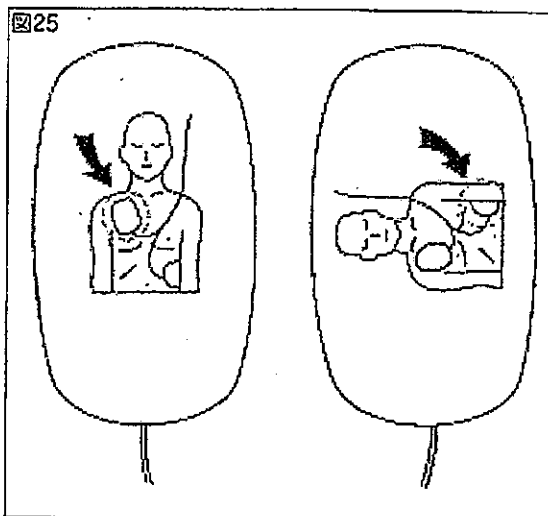


AEDの電源を入れる

## §2 救命処置

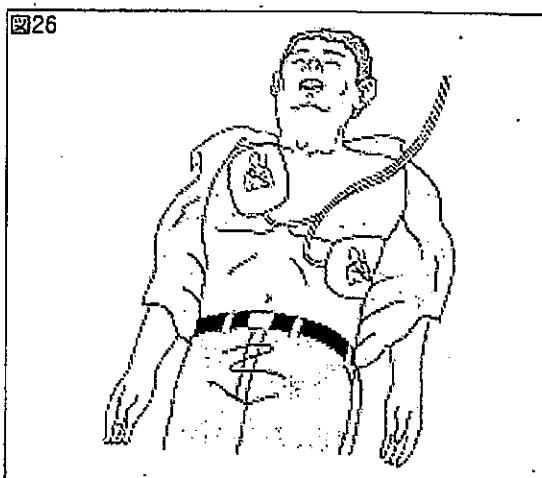
### ③ 電極パッドを貼る

- 傷病者の衣服を取り除き、胸をはだけます。
- 電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸部にしっかりと貼り付けます（貼り付ける位置は電極パッドに絵で表示されていますので、それに従ってください）。
- 機種によっては電極パッドのケーブルをAED本体の差込口（点滅している）に入れるものがあります。



電極パッド

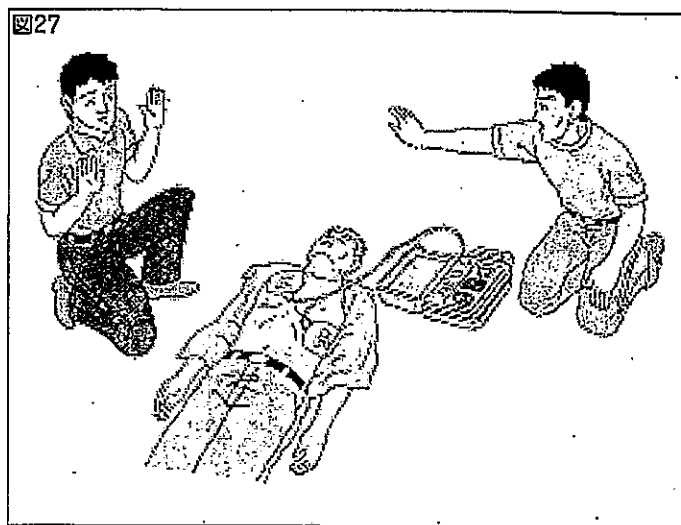
- 電極パッドは、右前胸部（右鎖骨の下で胸骨の右）および左側胸部（脇の5～8cm下）の位置に貼り付けます。電極パッドを貼り付ける際にも、できるだけ胸骨圧迫を継続してください。
- 電極パッドは、肌との間にすき間を作らないよう、しっかりと貼り付けます。アクセサリなどの上から貼らないように注意します。
- 成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合がありますが、成人（約8歳以上）の傷病者に小児用の電極パッドを使用してはいけません。



電極パッドを貼り付ける位置

### ⑨ 心電図の解析

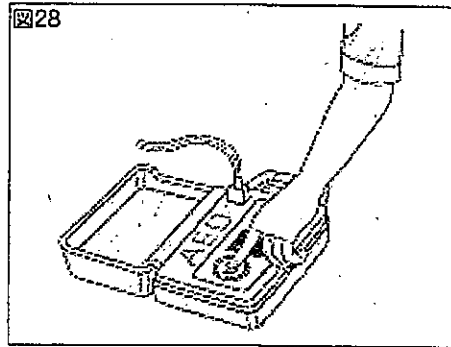
- 電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」などと音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まります。このとき、「みなさん、離れて!!」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 一部の機種には、心電図の解析を始めるために、音声メッセージに従って解析ボタンを押すことが必要なものがあります。



解析中は音声メッセージに従い離れる

## ⑩ 電気ショック

- AEDが電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まります。充電には数秒かかります。
- 充電が完了すると、「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が出ます。
- 充電が完了したら、「ショックします。みんな離れて!!」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。

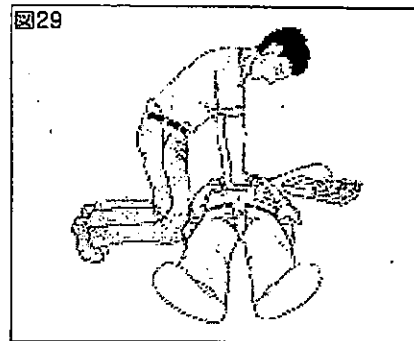


ショックボタンを押す

- ショックボタンを押す際は、必ず自分が傷病者から離れ、さらに誰も傷病者に触れていないことを確認します。
- 電気ショックが加わると、傷病者の腕や全身の筋肉が一瞬けいれんしたようにビクッと動きます。

## ⑪ 心肺蘇生法を再開

- 電気ショックが完了すると、「ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始してください」などの音声メッセージが流れますので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開します。胸骨圧迫30回、人工呼吸2回の組み合わせを続けます。



ただちに胸骨圧迫を再開

- AEDを使用する場合でも、AEDによる心電図の解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫と人工呼吸をできるだけ絶え間なく続けることが大切です。

## ⑫ AEDの手順と心肺蘇生法のくりかえし

- 心肺蘇生法を再開して2分（胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを5サイクルほど）経ったら、AEDは自動的に心電図の解析を再び行います。音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れます。
- 以後は、<⑩ 心電図の解析、⑩ 電気ショック、⑪ 心肺蘇生法の再開>の手順を、約2分間おきにくりかえします。

### ● 心肺蘇生法を中止するのは

#### ① 救急隊に引き継いだとき。

救急隊が到着したら、傷病者の倒れていた状況、実施した応急手当（心肺蘇生法）、AEDによる電気ショックの回数などをできるだけ伝えます。なお、AEDは自動的に心電図波形や加えたショックの回数等を記憶しています。

#### ② 傷病者が動き出す、うめき声を出す、あるいは正常な呼吸が出現した場合。ただし、気道確保が必要になるかもしれないため、慎重に傷病者を観察しながら救急隊を待ちます。この場合でも、AEDの電極パッドは、はがさず電源も入れたままにしておきます。

### 部活動チェック表【屋外用】

月 日( )	部活動名			測定時間(24時間制)	( : )
参加状況	1年生		名	気候	天候( ) 気温( °C)
	2年生		名		湿度( %) WGBT( °C)
	3年生		名		

生徒が行う部活動場所の安全確認 (○=異状なし ×=異状あり=状況・措置等を記入する。)			
	項 目	確認結果 (○・×)	状況・措置等
活動前	グラウンドの状態はよいですか。 (凹凸、ガラス片などの有無)		
	練習の障害となるものが置かれていないですか。		
	用具や施設はきちんと使用できますか。		
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。		
	救急箱(応急薬品等)は確認してありますか。		
活動後	グラウンドの整備はしましたか。(凹凸、ガラス片などの有無)		
	使用した用具の後片付けはしましたか。		
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。		

活動状況の確認				
項 目	状況(実施/未実施を○で囲む)		措 置 等	
WGBTの指針を確認しましたか。	実施	未実施		
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施		
ウォーミングアップをしましたか。	実 施		プログラム2をしましたか。	実施
	未実施			未実施
クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施		
けがの有無の確認をしましたか。	実施	未実施		

記載者	<input type="checkbox"/> キャプテン
	<input type="checkbox"/> マネージャー
	<input type="checkbox"/> その他の部員( )

顧問確認欄

**NAASH 独立行政法人日本スポーツ振興センター** <http://www.naash.go.jp/> 学校災害事故防止に関する研究  
 「課外指導における事故防止対策」-体育的部活動における現状と事故防止のための管理と指導- から  
[http://naash.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx](http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx)

### 部活動チェック表【屋内用】

月 日( )	部活動名	測定時間(24時間制)	( : )
参加状況	1年生	名	気候 天候( ) 気温( °C) 湿度( %) WBGT( °C)
	2年生	名	
	3年生	名	

生徒が行う部活動場所の安全確認 (○・異状なし ×・異状あり・状況・措置等を記入する。)			
	項目	確認結果 (○・×)	状況・措置等
活動前	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)		
	練習の障害となるものが置かれていないですか。		
	用具や施設はきちんと使用できますか。		
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。		
	救急箱(応急薬品等)は確認してありますか。		
活動後	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)		
	使用した用具の後片付けはしましたか。		
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。		

活動状況の確認				
項目	状況(実施/未実施を○で囲む)		措置等	
WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施		
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施		
ウォーミングアップをしましたか。	実施		プログラム2をしましたか。	実施
	未実施			未実施
クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施		
けがの有無の確認をしましたか。	実施	未実施		

記載者	<input type="checkbox"/> キャプテン
	<input type="checkbox"/> マネージャー
	<input type="checkbox"/> その他の部員( )

顧問確認欄

NAASH 独立行政法人日本スポーツ振興センター <http://www.naash.go.jp/> 学校災害事故防止に関する研究  
 「課外指導における事故防止対策」-体育的部活動における現状と事故防止のための管理と指導- から  
[http://naash.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx](http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/iinkai/ichibukai/tabid/1008/Default.aspx)



【県立学校の県外遠征届の例】

○ 高 第 号  
平成 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿  
(スポーツ健康課扱い)

宮城県 中・高等学校  
校長 (校長名) 印

〇〇部県外遠征の実施について(届)

このことについて、県立学校の管理に関する規則第9条2項に基づき、下記(別紙)のとおり届出します。

記(別紙要項)

- 1 目 的
- 2 期 日 平成 月 日( ) ~ 平成 月 日( ) 泊 日
- 3 場 所 活動場所名  
住所, 電話番号等
- 4 宿泊場所 ホテル or 旅館 or 合宿所等名  
宿泊場所住所, 電話番号等
- 5 参加生徒数 名(男子 女子 )  
参加者名簿別紙のとおり <顧問・生徒名(学年)>  
※別紙名簿添付
- 6 引率教諭 名 教諭名
- 7 経 費 生徒自己負担額 円
- 8 交通手段
- 9 保 険 旅行保険等名
- 10 その他 実施要項は別紙のとおり <詳細スケジュール> ※別紙添付  
(中・高体連・協会の実施要項, 保護者配布資料等の添付の場合もある)

<運動部活動外部指導者派遣事業に係る任期内途中辞退の手続き>

※ Q & A p. から続く

(2) 宮城県教育委員会教育長から任命されている場合

平成 年度運動部活動外部指導者派遣事業

外部指導者派遣申請書(中止届)

学校名	運動部名	顧問名

1 外部指導者

ふりがな		性別	生年月日(年齢)		
氏名		男・女	昭和	年	月 日(歳)
現住所	〒 -		TEL ( )		
職業		勤務先			

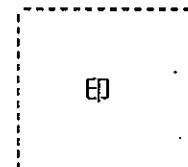
2 中止理由

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

高等学校  
校長 氏 名



<運動部活動外部指導者派遣事業に係る任期内途中辞退の手続き 例>

(3) 県立学校長 → 県教育長

〇〇第 号  
平成 年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿  
(スポーツ健康課扱い)

□□高等学校  
校長 氏 名

印

平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の中止について(申請)

平成22年5月31日付けス第87号で通知のあった下記の外部指導者について、平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業実施要項に基づき、事業の中止を申請いたします。

- 記
- 1 外部指導者      △△部      ◇◇ ◇◇ (氏名)
  - 2 添付書類      外部指導者派遣申請書(中止届)  
本人からの辞退届け(写し)

担当：□□高等学校  
教頭(生徒指導部長) 氏 名  
TEL：  
FAX：

<平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について(報告)①>

平成22年度 運動部活動外部指導者派遣事業 評価結果

2010/12/18 現在

実践効果項目	事務所等 回収数	中 学 校							中学校 全体	高校 全体	平成21年度	
		大河原	仙台	北部	栗原	東部	登米	南三陸			中学校 全体	高校 全体
		教員 21/25	39/53	30/37	19/19	17/23	3/6	21/25			150/188	73/98
ア 外部指導者の経験や指導を通して、生徒は運動部活動の意義を理解し、スポーツの楽しさや喜びを味わい豊かな学校生活を体験することができた。	教員	4.4	4.4	4.1	4.2	4.5	4.0	4.1	4.3	4.4	4.4	4.5
	外部	3.9	4.1	4.0	3.8	4.1	4.0	3.5	3.9	4.0		
イ 外部指導者の実技指導力を通して、部員の意欲向上や競技力向上が期待できた。	教員	4.6	4.6	4.3	4.5	4.7	5.0	4.3	4.5	4.5	4.6	4.6
	外部	3.7	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	3.4	3.8	3.9		
ウ 顧問教諭は、外部指導者の具体的指導方法を学びながら自らの実技指導力を向上させることができた。	教員	4.1	4.0	3.7	3.9	4.1	4.3	3.9	3.9	3.9	4.0	3.9
	外部	3.9	4.2	3.9	4.0	3.9	3.6	3.5	3.9	3.9		
エ 外部指導者と連携し、運動部活動の充実を図ることができた。	教員	4.5	4.3	3.9	4.2	4.5	4.7	4.1	4.3	4.4	3.5	3.4
	外部	4.1	4.3	4.3	3.9	4.3	4.6	3.7	4.2	4.4		
オ 外部指導者の活躍が顧問教諭や学校教育活動への新しい刺激となり、学校全体の活性化が図れた。	教員	3.8	3.6	3.4	3.6	3.7	4.0	3.7	3.6	3.8	4.3	4.4
	外部	3.5	3.5	3.6	3.4	3.5	3.3	3.0	3.4	3.5		
カ 外部指導者派遣事業の活用により、顧問教諭の負担軽減が図れた。	教員	4.3	4.1	3.9	4.2	4.1	3.7	4.1	4.1	4.2	3.9	4.1
	外部	3.8	3.9	4.0	3.9	3.8	3.8	3.2	3.7	3.9		
キ 地域スポーツ人材(運動部活動外部指導者)活用実践事例集<平成22年3月宮城県教育委員会発行:各学校へ配布済み>は、他校の状況を把握でき、参考になった。	教員	3.0	2.8	2.5	2.7	2.9	2.7	3.1	2.8	2.9	*	*
	外部	2.9	3.1	2.8	2.5	2.4	3.3	2.4	2.8	3.5		
ク 運動部活動指導者研修会に参加することにより、その後の実技指導やチームづくりを工夫し、部員の意欲向上や競技力の向上を図れた。	教員	1.6	1.6	1.7	1.6	1.9	1.0	1.6	1.6	1.8	*	*
	外部	2.1	2.5	2.0	2.2	2.0	1.3	1.7	2.2	1.9		
ケ 外部指導者は学校の方針を十分把握した上で、生徒や保護者の理解を得ながら、指導をしていた。	教員	4.4	4.3	3.9	4.4	4.5	4.7	4.2	4.3	4.3	*	*
	外部	3.6	4.0	3.9	3.7	3.9	4.0	3.7	4.0	4.3		
コ 外部指導者は、県の認定指導回数を超過しても年間を通じて継続指導に協力してくれている。	教員	4.7	4.6	4.5	5.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	*	*
	外部	4.5	4.3	4.5	4.1	4.6	4.5	4.5	4.5	4.3		
サ 外部指導者派遣事業の活用により、部活動としての練習時間の効率化が図れ、生徒の学業面との両立にも効果があった。	教員	3.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.0	3.6	3.7	4.0	*	*
	外部	3.7	3.7	3.6	3.4	3.5	3.6	3.3	3.5	4.0		
全体平均 (ア～サの平均)	教員	4.0	3.8	3.6	3.8	3.9	3.9	3.8	3.8	3.9	*	*
	外部	3.6	3.9	3.7	3.5	3.6	3.6	3.3	3.6	3.5		
ア～カの平均 (昨年度と同様の質問項目)	教員	4.3	4.2	3.9	4.1	4.3	4.3	4.0	4.1	4.2	*	*
	昨年度 教員21	3.9	4.0	4.2	4.2	3.9	4.2	4.0	4.0	4.0	*	*
	外部	3.8	3.9	3.9	3.7	3.9	3.9	3.4	3.8	3.9		

※ 評価点数は5点満点での数値

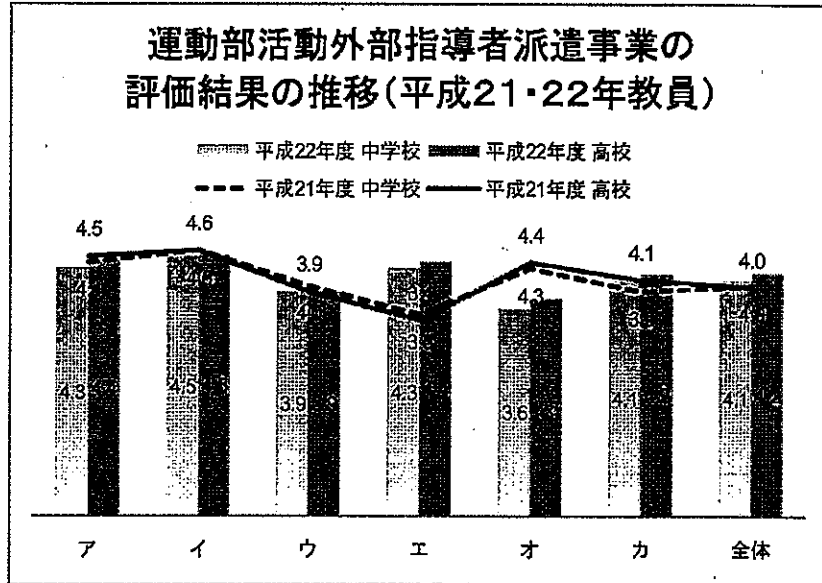
<平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について(報告)②>

運動部活動外部指導者派遣事業評価結果

(教員)

質問	平成21年度		平成22年度	
	中学校	高校	中学校	高校
ア	4.4	4.5	4.3	4.4
イ	4.6	4.6	4.5	4.5
ウ	4.0	3.9	3.9	3.9
エ	3.5	3.4	4.3	4.4
オ	4.3	4.4	3.6	3.8
カ	3.9	4.1	4.1	4.2
全体	4.0	4.0	4.1	4.2

※ 評価点数は5点満点での数値



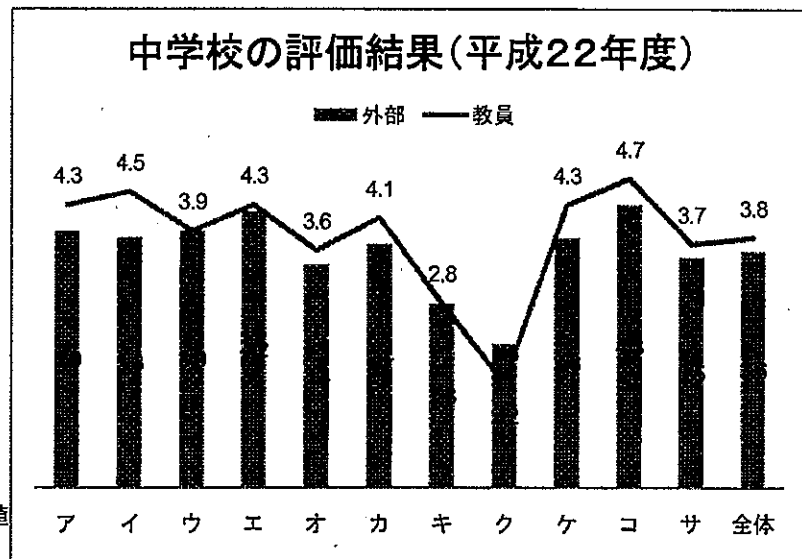
評価点	達成割合	備考
5	90%以上	十分満足である(非常に良い)
4	80~89%	満足である(良い)
3	50~79%	おおむね満足(普通)
2	20~49%	努力を要する(良くない)
1	19%以下	一層努力を要する(非常に良くない)

<平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について(報告)③>

平成22年度評価結果  
中学校

質問	教員	外部
ア	4.3	3.9
イ	4.5	3.9
ウ	3.9	3.9
エ	4.3	4.2
オ	3.6	3.4
カ	4.1	3.7
キ	2.8	2.9
ク	1.6	2.2
ケ	4.3	3.8
コ	4.7	4.9
サ	3.7	3.5
全体	3.8	3.6

※ 評価点数は5点満点での数値

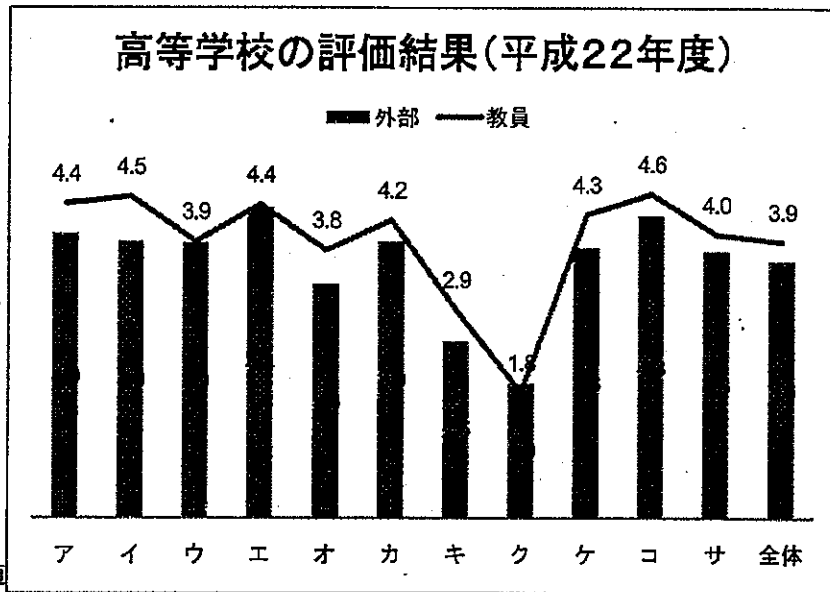


評価点	達成割合	備考
5	90%以上	十分満足である(非常に良い)
4	80~89%	満足である(良い)
3	50~79%	おおむね満足(普通)
2	20~49%	努力を要する(良くない)
1	19%以下	一層努力を要する(非常に良くない)

<平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について(報告)④>

平成22年度評価結果  
(高校)

質問	教員	外部
ア	4.4	4.0
イ	4.5	3.9
ウ	3.9	3.9
エ	4.4	4.4
オ	3.8	3.8
カ	4.2	3.9
キ	2.9	2.9
ク	1.8	1.9
ケ	4.3	3.9
コ	4.6	4.6
サ	4.0	3.8
全体	3.9	3.9



※ 評価点数は5点満点での数値

評価点	達成割合	備 考
5	90%以上	十分満足である (非常に良い)
4	80~89%	満足である (良い)
3	50~79%	おおむね満足 (普通)
2	20~49%	努力を要する (良くない)
1	19%以下	一層努力を要する (非常に良くない)

※ ア～サ…<平成22年度運動部活動外部指導者派遣事業の評価結果について(報告)④>の実践効果項目

教 号 外  
平成17年3月31日

各 県 立 学 校 長 殿

教 職 員 課 長  
( 公 印 省 略 )

教職員のサービスの取扱いについて(通知)

高等学校体育連盟等の任意団体の役員としての用務については、学校の教職員の職務外の用務であるとして取り扱っているところですが、当該任意団体が主催する生徒又は児童の学校教育の成果を発揮する場として開催される大会等に、当該大会等の運営を行うための役員として参加する場合は、当該役員としての用務は、教育活動に密接に関連する職務として取り扱っても差し支えないこととし、平成17年4月1日以降は下記のとおり取り扱うこととしましたので承知願うとともに、適切に事務処理願います。

記

- 1 役員としての用務を職務として取り扱うことができる大会等
  - (1) 別紙の大会等で次のいずれも満たすもの。
    - ① 宮城県教育委員会も主催又は共催するものであること。
    - ② 県内の高等学校又は特殊教育諸学校の生徒又は児童を対象とするものであること。
    - ③ 生徒又は児童の学校教育の成果を発揮する場として開催されるものであること。
    - ④ 県内で開催されるもの(競技の特殊性又は競技会場の都合等からやむを得ず隣接地域等において開催されるものを含む。)であること。
  - (2) 「大会等の役員」とは、主催者から派遣を依頼されたものに限る。
- 2 注意事項
  - (1) 自校の生徒又は児童の引率業務を伴うものについては、これまでどおり職務として取り扱うものであること。
  - (2) 競技団体が単独で主催する大会等に、当該大会の運営を行うための役員として参加する場合は、これまでどおり職務外として取り扱うものであること。
  - (3) 東北大会及び全国大会などの大会等に、当該大会等の運営を行うための役員として参加する場合は、原則として、職務外として取り扱うものであること。ただし、県内で開催される東北大会及び全国大会などの大会等については、上記1(1)及び(2)の要件をいずれも満たす場合に限り、職務として取り扱っても差し支えないこと。
  - (4) 大会等の開催日のほか、大会等の開催に伴い必要な打合せや会場の準備・撤去等の作業等についても「大会等の運営を行う場合」に含むものとし、教育活動に密接に関連する職務として取り扱っても差し支えないこと。

- (5) 大会等の運営に係るもの以外の役員会への参加等、通常の任意団体の役員としての用務は、これまでどおり職務外として取り扱うものであること。
- (6) 教職員が所属する学校が加盟する県内の教育研究団体等が主催する大会等のうち、教職員の研究等の成果を発表する場として開催される大会等に、当該大会等の運営を行うための役員として参加する場合は、教育活動に密接に関連する職務として本通知による取扱いに準じて取り扱っても差し支えないこと。
- (7) 職務として大会等の運営を行うために役員として参加する場合の費用弁償については、主催者側が負担する場合は別として、県費の旅費を支出する場合は、配当予算の範囲内で旅行命令を行うこと。
- (8) 職務として週休日に開催される大会等に役員として参加する場合は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務時間の割振りを適正に行うこと。
- なお、教育職員については、時間外勤務及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等における勤務は命じないこととされていることに注意すること。

担当：教職員課服務制度班

電話：022-211-3636



(別紙)

役員としての用務を職務として取り扱うことができる大会等

- 1 宮城県高等学校体育連盟が主催する高等学校総合体育大会及び新人大会等
- 2 宮城県高等学校野球連盟が主催する野球大会
- 3 国民体育大会の宮城県予選大会
- 4 宮城県高等学校文化連盟が主催する大会等
- 5 教職員が所属する学校が加盟する県内の教育研究団体が主催する大会等

※ 県内の各地区で行われる上記の大会等の予選大会は、上記の大会等に含めて差し支えない。

ス 号 外  
平成19年11月12日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公 印 省 略)

運動場のラインなどに使用する石灰の取り扱いについて (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から通知がありました。

つきましては、児童生徒の石灰による事故を未然に防ぐため、下記事項に基づき、適切な措置を取られるよう配慮願います。

記

《 学校における石灰の取り扱いについて 》

1 消石灰に関する児童生徒への指導について

- 消石灰は、水酸化カルシウムが主成分で強アルカリ性の物質であること。
- 目に入ると、激しい痛みを伴いながら、角膜の表面が融解するなどして、視力低下などを招く恐れがあること。酸性の物質と比較すると障害が急激に現れないが、角膜に深く浸透し、酸性のものよりも障害が多いとされていること。
- 肌に触れた場合には、やけどを起こす恐れがあること。

2 消石灰によるライン引き等の作業において注意する事項について

- 児童には、消石灰を扱う作業をさせない。
- ラインカーへ消石灰を入れる作業は、児童生徒にさせない。
- 児童生徒にライン引きをさせる場合は、消石灰に関する指導事項を理解させ、注意して実施するよう指導する。
- 教職員がラインカーへ消石灰を入れる作業の時も、体内に吸い込まず、肌に直接触れさせないようにするとともに、目に入らないよう注意する。

3 消石灰に触れた時等について

- 目に入った場合は、直ちに大量の水で洗い流し、眼科医に診察してもらう。
- 皮膚等に付着した場合は、直ちに大量の水で洗い流し、異常が認められるときは、専門医に診察してもらう。

4 その他

- 使用する石灰については、より安全性の高い炭酸カルシウムなどを使用する。

担当：学校安全体育班
電話 022-211-3667
FAX 022-211-3796



19ス学健第19号  
平成19年11月2日

各 国 公 私 立 大 学 事 務 局 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 部 長 殿  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 健 康 教 育 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作 花 文、雄



### 運動場のラインなどに使用する石灰の取り扱いについて

標記について、別添のとおり、社団法人日本眼科医会より「学校での水酸化カルシウム（消石灰）使用禁止について」の要望がありました。

同医会が平成19年9月に実施した「学校での消石灰使用に関するアンケート調査」において、47都道府県の同会支部のうち、29支部（61.7%）の域内の学校で運動場のラインなどに水酸化カルシウム（消石灰）が使用されており、そのうち18支部（38.3%）がこの2年間に事故例を経験していることが報告されました。

また同報告書においては、水酸化カルシウム（消石灰）は、強アルカリ性で、眼に飛入すると角膜や結膜を侵し、視力に影響する障害を残す危険性がある旨が指摘されているところです。

については、学校において運動場のライン引きなどで日常的に石灰が使用されていますが、石灰による角膜等に障害が生じるなどの事故を未然に防ぐため、運動場のラインなどに使用する石灰については、より安全性の高い炭酸カルシウムなどを使用するよう、別添の「学校での消石灰使用に関するアンケート調査」を十分に参照のうえ、適切に指導方御配慮いただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても周知されるようお願いします。

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

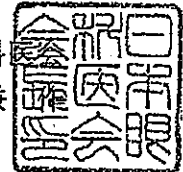
電話 03-6734-2918

# 別添

日眼医学保発 30 号  
平成 19 年 10 月 18 日

文部科学省スポーツ青少年局  
学校健康教育課  
課長 作花文雄 殿

社団法人 日本眼科  
会長 三宅謙



## 学校での水酸化カルシウム（消石灰）使用禁止について（要望）

運動時のライン引きに使用されている消石灰は強アルカリ性で、目に入ると角膜や結膜等を侵し、視力に関わる障害を残すこともあります。日本眼科医会は平成8年に全国47支部で実態を調査した結果、多くの地区で消石灰による眼の事故が発生している事実を確認しましたので、学校での消石灰の使用を禁止し、より安全な炭酸カルシウムなどの使用を促進するよう、日本学校保健会や教育委員会に働きかけました。

以後、都市部を中心に、危険な消石灰の使用は減少しましたが、今も改善されていない地域も少なくないようで、多くの眼科学校医から苦情が寄せられています。そこで本年9月に前回と同様、全国47支部の学校保健担当者に対してアンケート調査を行ったところ、現在も全国各地の多くの学校で、運動時のライン引きに危険な消石灰の使用が続けられ、多数の事故が発生している事実が判明しました。このことは児童生徒の安全管理において、早急に改善すべき重要な課題です。

つきましては、全国の学校での消石灰の使用を禁止するよう働きかけていただくとともに、運動時のライン引きにはより安全な炭酸カルシウムなどの材料を選択するようご指導下さることを要望いたします。よろしくご理解の上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

ス 号 外  
平成20年6月20日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公印省略)

熱中症事故の防止について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長及び企画・体育課長から依頼がありましたので、下記資料を参考にして、熱中症の予防や応急措置について承知願うとともに、熱中症の事故を防止するよう指導願います。

記

熱中症予防のための啓発資料

- ・「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」  
(文部科学省と日本体育・学校健康センターが共同で作成。平成15年6月発行)  
※独立行政法人日本スポーツ振興センター  
ホームページ (<http://www.naash.go.jp/kenko/kankou/nettyusyo.html>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル」(2008年6月改訂版)  
※環境省ホームページ ([http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/index.html](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html))

担当：学校安全体育班
電話 022-211-3667
FAX 022-211-3796

各国公立大学担当課長  
各国公立高等専門学校担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各都道府県教育委員会学校体育主管課長 殿  
各指定都市教育委員会学校体育主管課長  
各都道府県教育委員会学校安全主管課長  
各指定都市教育委員会学校安全主管課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作 花 文



〔印影印刷〕

企画・体育課長

鬼 澤 佳



〔印影印刷〕

### 熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、各学校において御対応いただいているところでありますが、別添のとおり、学校の管理下における熱中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しておりますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能であります。

については、熱中症事故を防止するため、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成15年6月発行）や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル（2008年6月改訂版）」を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

また、政府においても、熱中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成19年12月に関係省庁連絡会議を設置したところです。

各省庁の関連情報については、環境省のホームページ（[http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/index.html](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html)）から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対してもその趣旨を徹底させるようお取り計らい願います。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794

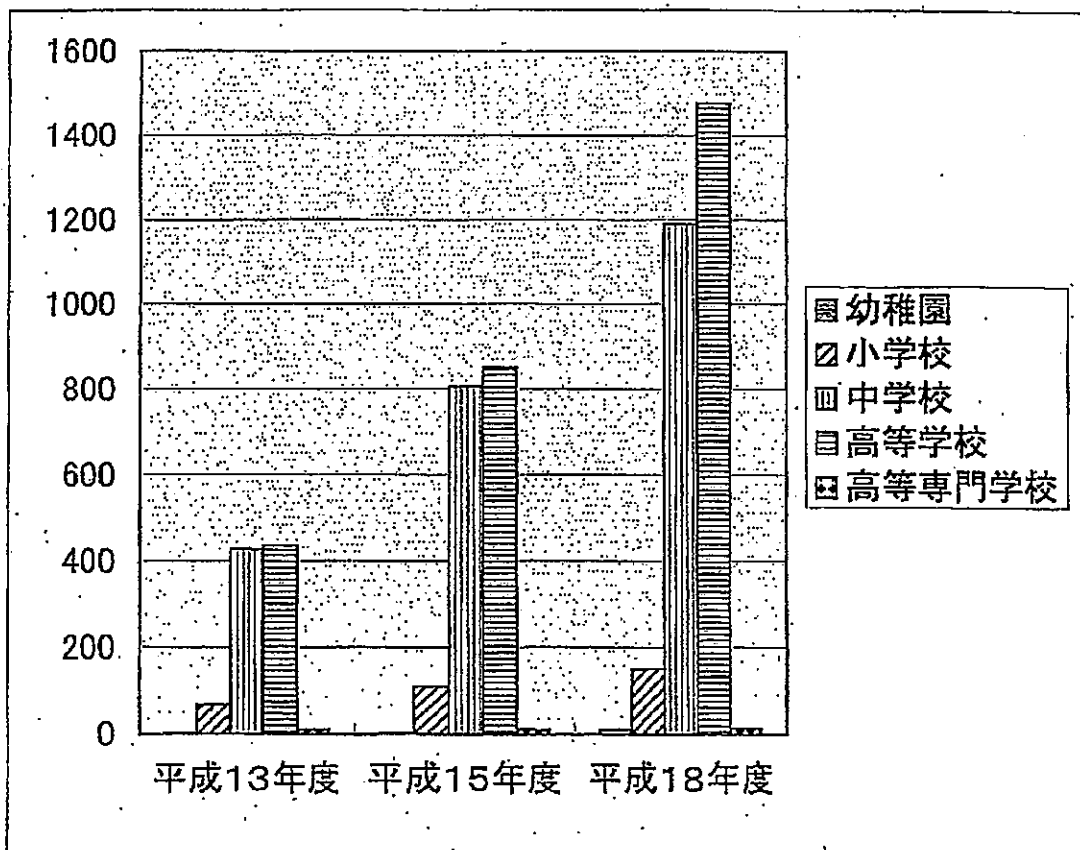
((独)日本スポーツ振興センター)

—学校の管理下における熱中症の発生状況—

(単位：件)

	平成13年度	平成15年度	平成18年度
幼稚園	3	2	9
小学校	67	110	150
中学校	427	805	1,191
高等学校	436	852	1,476
高等専門学校	9	10	14

※ 上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である。





## 熱中症環境保健マニュアル

(2008年6月改訂版)

全文 [PDF 10.6MB]

表紙 [PDF 691KB]

はじめに [PDF 103KB]

目次 [PDF 9KB]

### I. 熱中症とは何か

1. 熱中症とは何か [PDF 33KB]
2. 熱中症はどのようにして起こるのか [PDF 440KB]
3. 熱中症による死亡と気象条件 [PDF 293KB]

### II. 熱中症になったときには

1. どんな症状があるのか [PDF 113KB]
2. どういうときに熱中症を疑うか [PDF 192KB]
3. 熱中症を疑ったときには何をすべきか [PDF 23KB]
4. 医療機関に搬送するとき  
医療機関が知りたいこと [PDF 125KB]

### III. 熱中症を防ぐためには

1. 日常生活での注意事項 [PDF 158KB]
2. 日常生活で起こる熱中症 [PDF 303KB]
3. 運動時の注意事項 [PDF 299KB]
4. 高温環境下での労働 [PDF 205KB]

### IV. 保健指導のあり方 [PDF 47KB]

### V. もっと知りたい時には

1. WBGT(暑さ指数)・熱中症予防のための指標 [PDF 171KB]
2. 熱中症情報 [PDF 68KB]

### VI. 熱中症に対する総合対策の枠組み

1. 熱中症対策の推進 [PDF 30KB]
2. 熱中症対策関連情報の充実 [PDF 13KB]
3. 参考文献 [PDF 23KB]

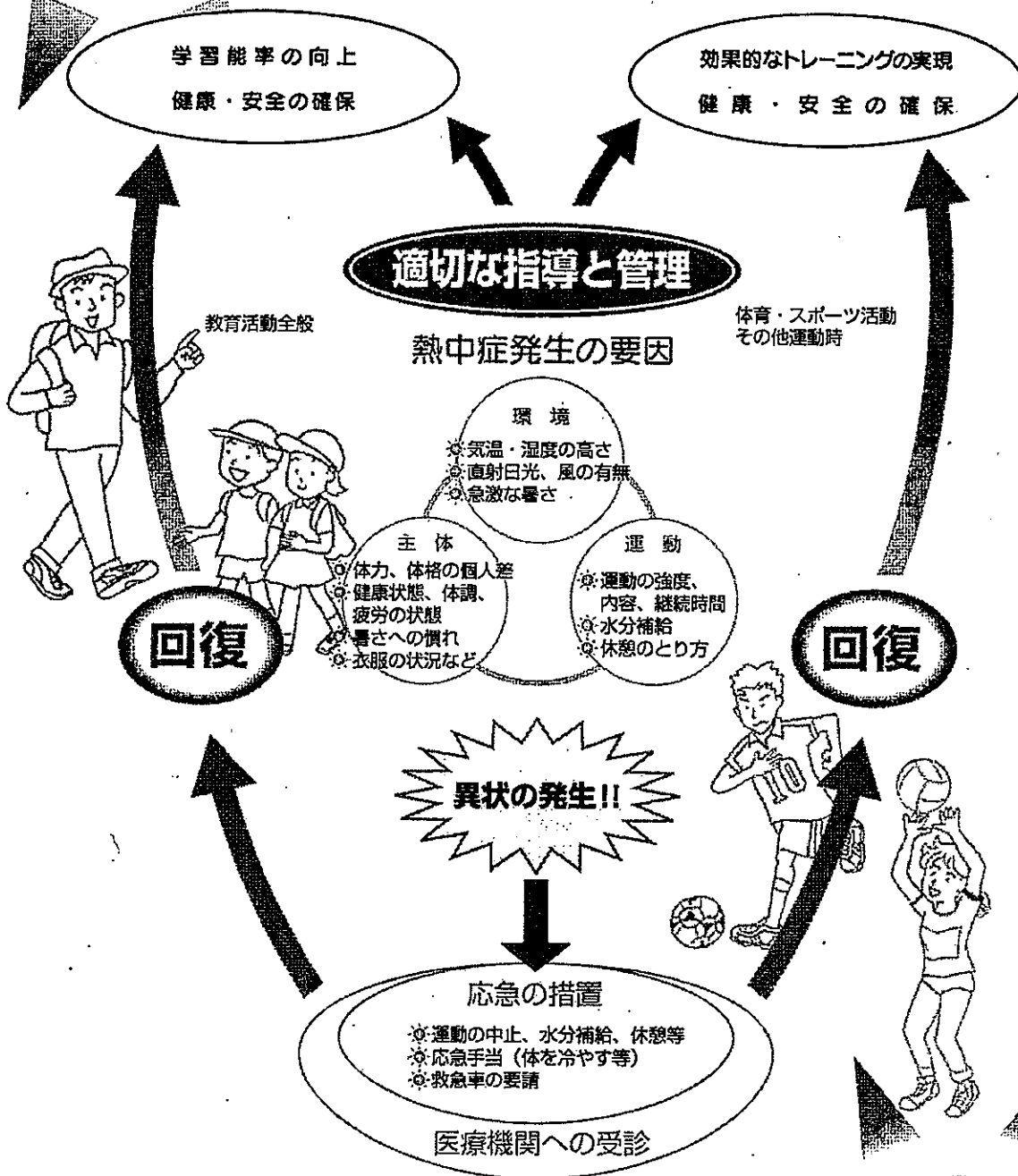
奥付 [PDF 9KB]

#### ■ 関連情報

- 熱中症予防情報の提供 (環境省水・大気環境局大気生活環境室)
- 熱中症予防情報サイト (環境省水・大気環境局大気生活環境室)

# 熱中症を予防しよう

— 知って防ごう熱中症 —



文 部 科 学 省  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
National Agency for the Advancement of Sports and Health

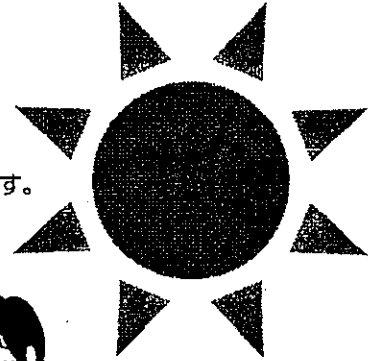
## ●はじめに

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。

熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要です。

正しく理解し、学校の管理下で起こる熱中症事故を予防しましょう！



## ●熱中症はこんな病気です！ —熱中症で起こるこんな障害—

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく次の3つに分けることができます。

（皮膚血管が拡張してめまいや一過性の意識消失を起こす熱失神を加えて、4つに分ける場合もあります。）

学校の教育活動中で問題となるのは、主に熱疲労と熱射病です。

### 熱けいれん

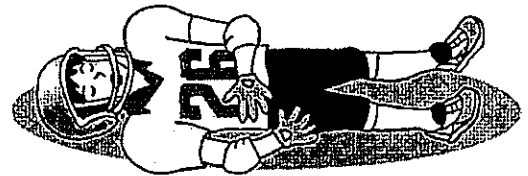
大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。

### 熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。

### 熱射病（重症）

体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く、血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。



★ 応答が鈍い、言動がおかしいなど少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑って対処してください。

## ●こんなときは要注意！ —熱中症が起こりやすい条件とは？—

### ●高湿度・急な温度上昇などには要注意！！ 日中の暑い時間帯は避けて行動しよう！ —暑熱馴化が必要です—

気温が高いと熱中症の危険が高まりますが、それほど気温が高くなくても湿度が高い場合は発生します。また、梅雨明けなどに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生します。暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。発生時刻では、10時から16時の間に多くみられますが、暑い季節は、朝や夕方でも熱中症が発生することがあります。

### ●肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は要注意！ —7割以上が肥満傾向の人—

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は熱中症を起こしやすいです。特に、学校の管理下の熱中症死亡事故は、7割以上が肥満傾向の人です。

### ●ランニング、ダッシュの繰り返しには気を付けて！

学校の管理下で起きている熱中症の事故は、運動部の活動中に起きているものがほとんどです。種目は野球、ラグビー、サッカー、柔道、剣道など多岐にわたります（P.6クラブ参照）。練習内容を見ると、ランニング、ダッシュの繰り返しによるものが多く、特に注意が必要です。

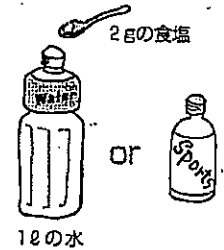
# ●熱中症は予防できる！ —熱中症予防の原則—

## 1 環境条件に応じて運動する（「熱中症予防のための運動指針」を参照）

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとりましょう（目安は30分程度に1回）。

## 2 こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下します。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給しましょう。汗には塩分も含まれているので、0.2%程度の食塩水を補給します。市販のスポーツドリンク（多くは、塩分濃度0.1～0.2%）を利用するのもよいでしょう。補給する量は、汗をかいて失われた分を補給するのが望ましい形です。発汗量は個人差が大きいので、運動前後に体重を計って、水分補給の目安としましょう。



## 3 暑さに慣らす

熱中症の事故は、梅雨明けなどの急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向にあります。暑さに慣れるまでは（1週間程度）、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。

また、試験休みや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症が発生することがあるので、注意しましょう。

## 4 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。防具をつけるスポーツ（剣道、アメリカンフットボールなど）では、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。



## 5 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、運動を軽くするなどの配慮をしましょう。

学校の管理下における熱中症死亡事故の7割以上は肥満傾向の人に起きており、特に注意が必要です。

また、体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症を発症しやすくなってしまいます。疲労、発熱、下痢など体調不良のときは、無理に運動をしない・させないことです。



★ 以上のポイントの前提として、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！

### ★トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱産生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱（\*）が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10～15倍の熱が発生しますが、これは、20～30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにうつ熱が生じやすくなります。

\*うつ熱：体内に熱が溜まること

### ☀参考 熱中症予防のための運動指針

WBGT	熱中症の危険性	運動指針
WBGT28.0以上	熱中症の危険性が高い	激しい運動や長時間の運動は避ける。運動する場合は積極的に休憩など水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
WBGT25.0以上	熱中症の危険が増す	積極的に休憩をとり、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
WBGT21.0以上	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある	熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
WBGT21.0以下	通常は熱中症の危険は小さい	適宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

WBGT（湿球黒球温度）  
 屋外：WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度  
 室内：WBGT = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度

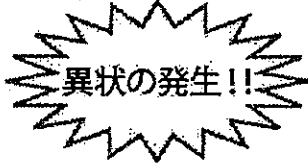
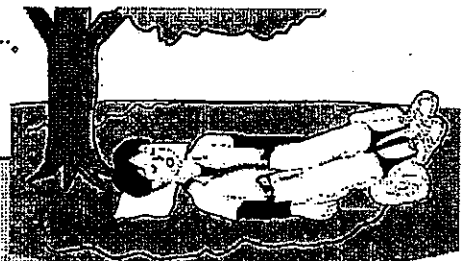
○ 環境条件の評価はWBGTが望ましい。  
 ○ 湿球温度は気湿が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考に。  
 ○ 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

※ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人日本体育協会）」

# ●熱中症の応急措置

—あわてるな！されど急ごう応急措置—

熱中症は予防が大切です。  
しかし、もし熱中症になってしまったら…。  
万一の場合に備えて、応急手当や必要な  
措置などを理解しておくことは大変重要  
です！



涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝がせる。

次のような症状がみられる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。

## 熱けいれん

大量の発汗があり、水の  
みを補給した場合に血液  
の塩分濃度が低下して起  
こるもので、筋の興奮性  
が亢進して、四肢や腹筋  
のけいれんと筋肉痛が起  
こる。

生理食塩水を補給する。

(0.9%食塩水  
= 1ℓの水に9gの  
食塩水)



回復しないときは  
救急車を要請!!



回復!!

※ 回復した場合も、容態が急変  
することがあるので、運動は中  
止し、保護者に経過を説明して、  
できるだけ病院等に受診させる  
ようにしましょう。

## 熱疲労

脱水によるもので、全身  
倦怠感、脱力感、めまい、  
吐き気、嘔吐、頭痛など  
が起こる。頻脈、顔面蒼  
白となる。体温の上昇は  
顕著ではない。

水分を補給する。

(0.2%食塩水ある  
いはスポーツ  
ドリンク等)



足を高くして寝かせ、  
手足を末梢から中心部  
に向けてマッサージす  
るのも効果的

回復しないときは  
救急車を要請!!



## 熱射病 (重症)

体温調節が破綻して起こり、  
高体温で種々の程度の意識障  
害が起こる。足がもつれる・  
ふらつく・転倒する、突然座  
り込む・立ち上がれない、応  
答が鈍い、言動が不自然など  
少しでも意識障害がある場合  
には、熱射病を疑う。

すぐに救急車を要請し、  
同時に応急手当を行う。



救急車到着までの間、積極的に体  
を冷やす。

☆ 水をかけたり、  
濡れタオルを  
当てて扇ぐ。



### One Point!!

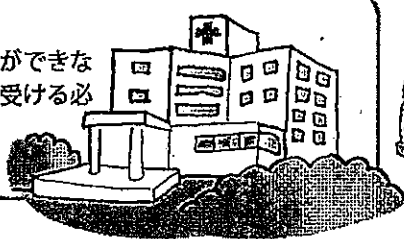
上記に加えて、氷やアイスパックがあれば、  
頸部、脇の下、  
足の付け根などの  
大きい血管を冷や  
すのも効果的!



※ できるだけ迅速に体温を下げ  
ることができれば、救命率が上  
がります!!

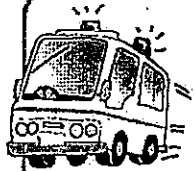
病院へ!!

吐き気や嘔吐などで水分補給ができな  
い場合は、病院へ運び点滴を受ける必  
要があります。



病院へ!!

体を冷やししながら、設備や  
治療スタッフが整った集中  
治療のできる病院へ一刻も  
早く搬送しましょう!!



## ●学校における熱中症予防のための指導のポイント

- 1 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避けましょう。
- 2 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- 3 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れましょう。
- 4 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意しましょう。
- 5 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとりましょう。
- 6 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

☆ また、日頃から、緊急時の対応のために校内対策チーム等を組織し、熱中症対策について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修を実施したり、連絡（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）の分担を明確にしたりして、救急体制を確立しておきましょう。

## ●熱中症予防と体育・スポーツ活動の進め方

暑い中で無理に運動しても、トレーニングの質が低下する上、消耗が激しく、効果は上がりません。

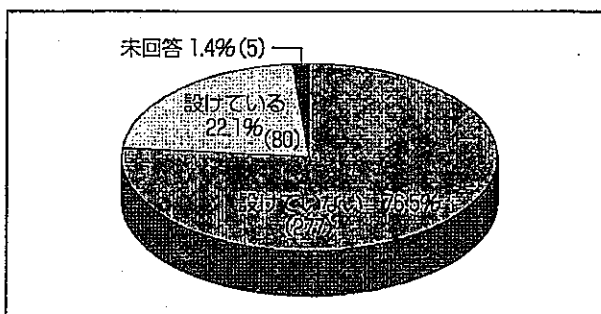
熱中症予防は、安全面だけでなく効果的トレーニングを行う上でも、大変重要です。

熱中症事故の実態からは、予防のポイントとして、以下のことが挙げられます。

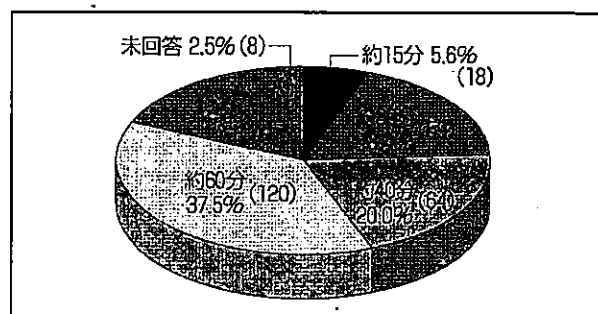
- 1 熱中症事故は、夏のごく普通の環境条件下で発生しています。夏は、個人の条件や運動の方法によっては、いつでも熱中症が起こり得ることを認識しましょう。また、マラソンなどの学校行事では、夏以外でも熱中症事故が発生しています。
- 2 運動種目は多岐にわたりますが、野球、ラグビー、サッカー、柔道、剣道で多く発生しており、これらの種目では、特に注意しましょう。また、運動種目にかかわらず、ランニングやダッシュの繰り返しによって多く発生しています。
- 3 暑さへの耐性は、個人差が大きく影響します。特に肥満傾向の人は熱中症事故の7割以上を占めており、注意が必要です。

また、インターハイ出場校を対象とした夏のトレーニングの実態調査（平成9年度インターハイ出場校の指導者を対象）からは、以下の問題点が指摘されます。

- 1 熱中症事故は、梅雨明けなど急に暑くなったときに多く発生していますが、急に暑くなったときに、運動を軽くしたり、短くするなどの配慮（暑熱馴化）をしているチームは20%程度しかなく、暑さに徐々に慣らすことを、もっと意識して実施する必要があります。
- 2 半数以上のチームは、練習中60～90分に1回しか休憩をとっていません。激しい運動を行うときは、もっと頻繁に（目安は30分程度に1回）休憩をとる必要があります。
- 3 ほとんどのチームでは、練習中に水分補給を行っています。選手の判断に任せている場合が多く、休憩の頻度が少ないことと併せると、必ずしも十分に水分や塩分の補給が行われていないことが推測されます。



熱を感じるチーム数 (n=32)



熱を感じるチーム数 (n=320)

## ●学校の管理下における熱中症死亡事例

一屋外だけで起こるものでも、運動中だけに起こるものでもありません！

### ⊙35℃以上の環境下では、運動は原則中止！

野球部の夏合宿中、最高気温35℃の晴天の中で練習を終えたあと、6km離れた宿舍まで上級生とジョギングをしながら向かった。歩いたり、水分補給をしながら宿舍に到着し、水シャワーを浴びるところから、本生徒の会話の様子に異常がみられ、部屋へ運んだ。その後呼吸が苦しうようになったため、気道確保したが、しばらくして反応がなく、呼吸も激しくなったため、救急車で病院に搬送した。(高等専門学校2年、男子)

### ⊙炎天下のランニングは要注意！

夏期休業中、ラグビー部の県外合同練習に参加していた。他校チームと25分ハーフの試合後、日陰で20分程休憩、ミーティング、更衣、給水などをした。次の試合まで2時間以上あったので、30分のランニング練習に入った。60mグループ走の途中、指導教師が本生徒の顔色が悪いのに気付く、中止を指示し、日陰に横にさせた。吐き気が続くため、救急車で病院に搬送した。(高等学校2年、男子)

### ⊙直射日光の当たらない室内でも熱中症は起こります！

柔道部活動時、他校武道場で合同練習を行っていた。準備運動、寝技、投げ込み後、乱取りの練習を始めたところ、本生徒が疲れた様子だったので、教師が休憩するよう指示をした。しかし、意識もうろう、右手の硬直がみられ、救急車で病院に搬送した。(中学校2年、男子)

### ⊙運動後、下校中に急変することもあります！

バレーボール部活動中、途中、体調が悪くなったので見学し、部活動終了後、友人と一緒に下校していた。自転車を押しながら、ふらふらしつつも、上り坂上がったあと、後ずさりしながら後ろに倒れた。友人が渡したジュースを1本飲んだあと、意識がなくなり、けいれんを起こしたので、救急車で病院に搬送した。(高等学校1年、男子)

### ⊙休み明けの急な激しい運動は要注意！

試験休みの剣道部活動時、朝10時半から夕方18時ごろまで練習していた。その後、けいこや大会について、顧問教師から話があったあと、19時から練習を再開したところ、突然具合が悪そうになり、道場の隅にうずくまった。横になって休むように指示をし、練習終了後、様子を見たところ、意識等に異常がみられたため、車で病院に搬送した。(高等学校3年、男子)

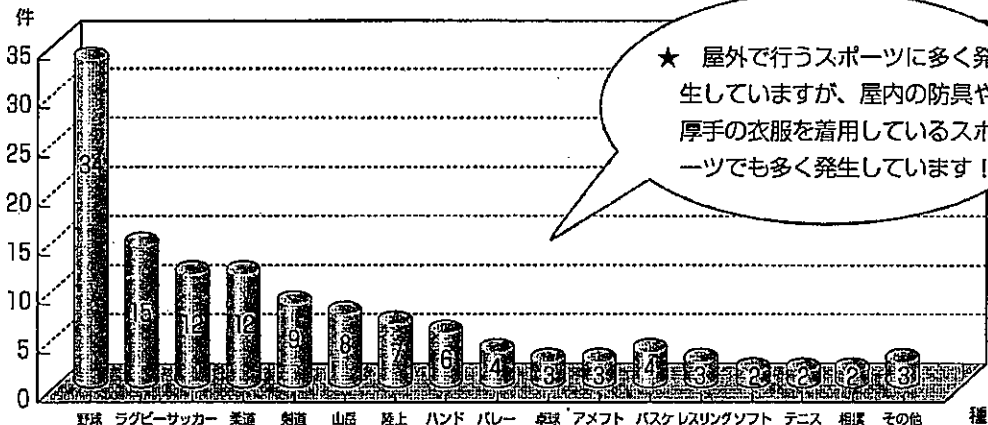
### ⊙楽しい学校行事、しかし油断は禁物です！

5、6年生合同の遠足中、班別でオリエンテーリングをしていた。出発後約60分、2km程の所で、本児の足がもつれてきたため、木陰で休ませ、お茶を飲ませるなどしていた。しかし、顔色不良、口からよだれのようなものをたらし始めたので、救急車で病院に搬送した。(小学校6年、男子)

## ●学校の管理下における熱中症死亡事例の発生傾向

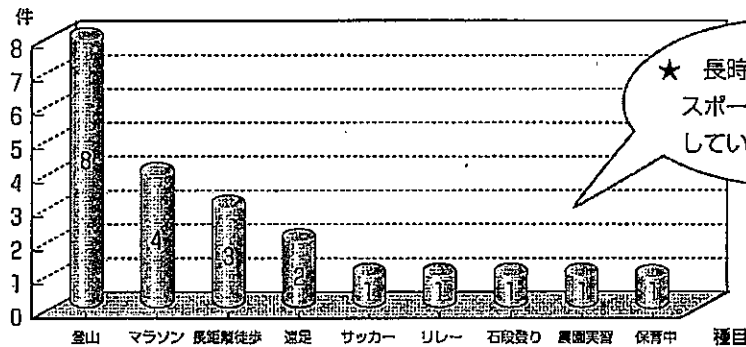
### ⊙場合別・スポーツ種目別発生傾向(昭和50年～平成19年)

#### 部活動の場合



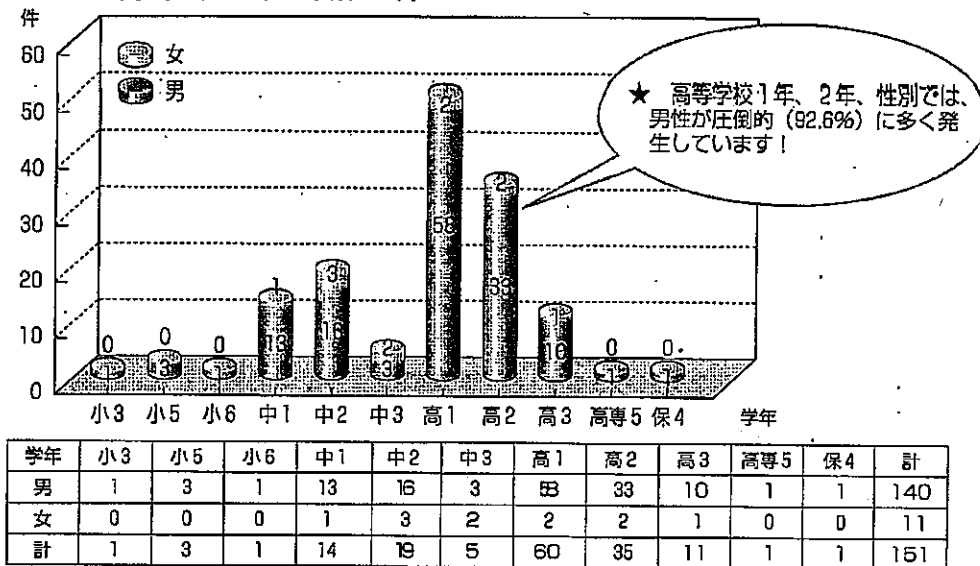
★ 屋外で行うスポーツに多く発生していますが、屋内の防具や厚手の衣服を着用しているスポーツでも多く発生しています！

#### 学校行事等 部活動以外の場合

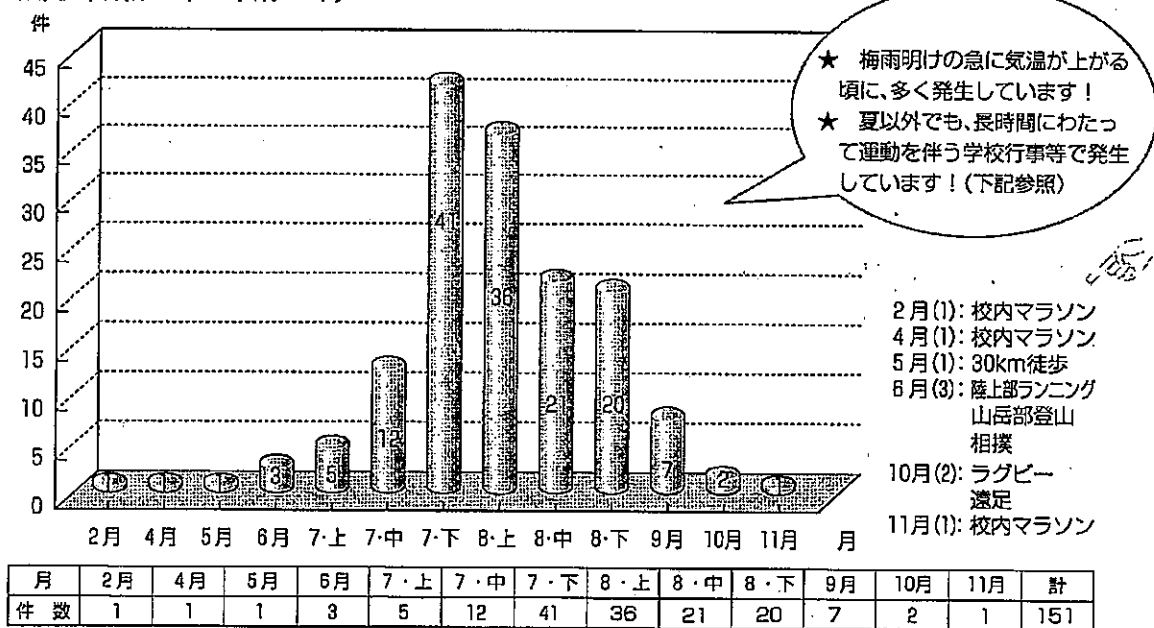


★ 長時間にわたって行うスポーツ活動に多く発生しています！

☀️ 学年・性別発生傾向 (昭和50年～平成19年)

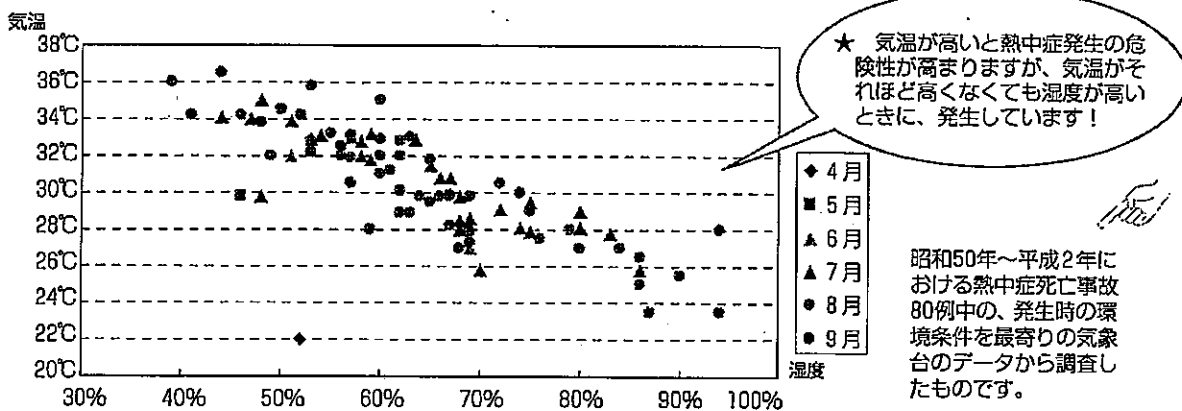


☀️ 月別発生傾向 (昭和50年～平成19年)



※ 7月及び8月は、上旬、中旬、下旬に分けている。

☀️ 月別環境温度及び湿度 (昭和50年～平成2年)



※ 「学校管理下における熱中症死亡事故発生時の環境温度 (中井誠一、川原 貴)」



## この資料の活用にあたって

近年、学校の管理下において児童生徒等の熱中症による死亡事故が発生しており、日本体育・学校健康センターの資料によると、平成16年から平成19年までの7年間に136件（年間平均5件）に上ります。

学校の管理下における熱中症は、大半が体育・スポーツ活動によるものですが、それ以外でも発生しています。特に、高温環境下の夏の屋外、気温・湿度の高い体育館等における運動部活動の際に、多く発生しています。

本文にもあるように、熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分を補給し体感をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。しかも、そのような配慮は、学習意欲の向上や効果的なトレーニングの実現を可能にします。

また、万一発生した場合でも、迅速かつ適切な措置をとることによって回復できる疾病です。

本資料は、学校の管理下において発生した事故事例を教訓として、熱中症の病態、熱中症の発生しやすい条件、熱中症の予防と応急手当の方法、発生の状況や傾向など、熱中症の予防に必要な事柄と指導のポイントなどを具体的にまとめたものです。作成にあたっては、できるだけ簡潔で平易な表現とし、教職員はもちろん、部活動の指導者等に広く活用できるよう工夫しました。

各学校におきましては、児童生徒等の大切な命を守るため、本資料を広く活用され、熱中症の予防に努められるよう、心から念願しております。

熱中症対策検討委員会 委員長 齋藤 敏能

## 熱中症対策検討委員会

委員長	齋藤 敏能	武蔵丘短期大学 教授
副委員長	川原 貴	日本体育・学校健康センター国立スポーツ科学センター医学研究部 主任研究員
委員 (50音順)	今関 豊一	文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課 教科調査官
	采女智津江	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 健康教育調査官
	大島 千明	千葉県教育庁教育振興部学校保健課安全班 指導主事
	大竹 輝臣	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 専門官
	岡村 忠典	財団法人全国高等学校体育連盟 専務理事
	郡司 久子	神奈川県立光陵高等学校 養護教諭
	高田 勉	群馬県教育委員会学校教育部保健体育課 指導主事
	月岡 透	財団法人日本中学校体育連盟 専務理事
	戸田 芳雄	文部科学省スポーツ・青少年局 体育官
	林 正樹	東京都足立区立千寿小学校 校長
	松下 幸子	群馬県前橋市立第一中学校 養護教諭

### 企画・監修

文部科学省スポーツ・青少年局

### 編集・発行

独立行政法人日本スポーツ振興センター 健康安全部 健康安全事業課

〒160-0013 東京都新宿区豊町5丁目0番1号

TEL: 03-5621-0091 FAX: 03-5410-9107 E-mail: [info@www.jnasa.go.jp/](mailto:info@www.jnasa.go.jp/)



<ファクシミリ施行>

高 号 外  
平成21年7月14日

各県立高等学校長 殿

高校教育課長  
スポーツ健康課長  
(公印省略)

校外活動における事故の防止について (通知)

このことについて、最近、他県において部活動での生徒引率中の交通死亡事故が発生しております。

各高校においては夏季休業を迎え、部活動等で校外に出る機会が増えることと思っておりますが、生徒引率にあたっては事故防止に細心の注意を払うとともに、特に、交通事故の未然防止に万全を期すよう改めて指導願います。

担当

高校教育課 学校経営・生徒指導班

電話：022-211-3626

スポーツ健康課 学校安全体育班

電話：022-211-3667

各県立学校長 殿

教 育 長  
( 公 印 省 略 )

運動部活動における事故防止の徹底について (通知)

このことについて、各学校におかれましては、日ごろから生徒の安全確保に努めていただいているところですが、残念なことに、今年度も運動部活動において生徒の重大な事故が発生しております。

つきましては、新年度を迎え、各運動部に新入生が加入し、活動が活発に展開されることと思っておりますが、事故の未然防止の観点から次のことに留意され、指導の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 部活動の指導は、年間指導計画に基づいて行われているところであるが、特に新入生の指導に当たっては、各学校で実施している健康診断や新体力テスト等の結果などを踏まえ、生徒の状況に応じた目標の設定とともに無理のない計画の立案に努めること。  
また、実施に当たっては、年齢や個人差による体力の違いを考慮し、個に応じた指導に努めること。
- 2 生徒自身が体調を自己管理できるよう指導するとともに、スポーツ傷害、既往症等があり、配慮が必要な生徒に対しては、医師や養護教諭及び保護者と連携を図り、適切な対応に努めること。
- 3 活動時の運動環境に応じ、十分な水分補給や休憩時間を確保すること。また、活動中に気分が悪くなった場合は、生徒自ら申し出るよう指導するとともに、症状によっては医師の診断を仰ぐなど、体調の変化に留意しながら適切な指導に努めること。
- 4 部活動中の安全への配慮及び活動場所や使用器具等の点検など十分な安全管理に努め、点検等の実施に当たっては生徒も参加させるなど、安全に関する意識を醸成し、その習慣化を図ること。  
また、万が一事故が発生した場合は、迅速かつ誠意ある初期対応に努めること。
- 5 新入生が対外試合に参加する場合は、大会申し合わせ事項等の安全管理に係る内容や各競技における約束事項及び競技上のルール等について、事前に周知徹底すること。

担当：教育庁スポーツ健康課 学校安全体育班 主幹 會田 敏 TEL：022-211-3667 FAX：022-211-3796 E-mail: supokennga@pref.miyagi.jp
--

ス 号 外  
平成22年6月18日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公印省略)

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の周知について (依頼)

このことについて、別添のとおり依頼がありましたので、自動体外式除細動器 (AED) の設置されている各県立学校においては配慮願います。

記

別添資料一覧

別添資料1 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の周知等について (通知)  
平成22年5月27日付け 総号外  
【教育庁総務課長 から ①本庁各課 (室) 長, ②各地方機関の長, ③各教育機関の長あて】

別添資料2 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の周知等について (依頼)  
平成22年5月7日付け 医政指発0507第3号 薬食安発0507第2号  
【厚生労働省医政局指導課長, 厚生労働省医薬食品局安全対策課長 から 都道府県衛生主管部 (局) 長あて】

※ 今回は, AED の各製造販売業者に対する設置者及び購入者への情報提供を依頼する文書は添付していません。

別添資料3 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)

平成21年4月16日付け 医政発第0416001号, 薬食発第0416001号  
【厚生労働省医政局長, 厚生労働省医薬食品局長 から 各都道府県知事】

※ 「AEDの設置者が行うべき事項等について」にAEDの日常点検等について行うべき点が表示されていますので, 活用願います。

〈担当〉 スポーツ健康課 学校安全体育班 鈴木文也 電話 022-211-3667 fax 022-211-3796 E-mail suzuki-bu901@pref.miyagi.jp
---



医政発第0416001号  
薬食発第0416001号  
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について  
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

## 記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

## AEDの設置者等が行うべき事項等について

## 1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

## 2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

## 1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

## 2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

## 3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

## 3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

#### 4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL  
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



(電子メール施行)

ス 号 外

平成22年 6月25日

市町村教育委員会学校安全主管課長 殿

スポーツ健康課長

(公印省略)

熱中症事故等の防止について (通知)

本県の教育行政につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

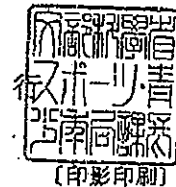
さて、このことについて、別添写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、企画・体育課長から依頼がありましたので、貴所管の幼稚園、小・中学校（石巻市においては市立高等学校を含む）に周知願いますとともに、事故防止に一層の御配慮いただきますようお願いいたします。

担 当	宮城県教育庁スポーツ健康課 学校安全体育班 主幹 福田 功
電 話	022-211-3667
FAX	022-211-3796
E-mail	fukuda-ko748@pref.miyagi.jp

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当課長

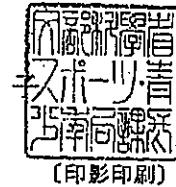
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

松 川 憲



企画・体育課長

有 松 育



熱中症事故等の防止について (依頼)

1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添のとおり、学校の管理下における熱中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度が高い場合に発生していますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、熱中症事故を防止するため、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成15年6月発行)や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル(2009年6月改訂版)」を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

なお、政府においては、熱中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成19年12月から関係省庁連絡会議を設置しています。各省庁の関連情報については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/h>)

eat\_stroke/index.html) から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

## 2 落雷事故の防止について

これまでも、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」《平成13年5月1日発行》より）によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知するようお願いいたします。

### 【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794

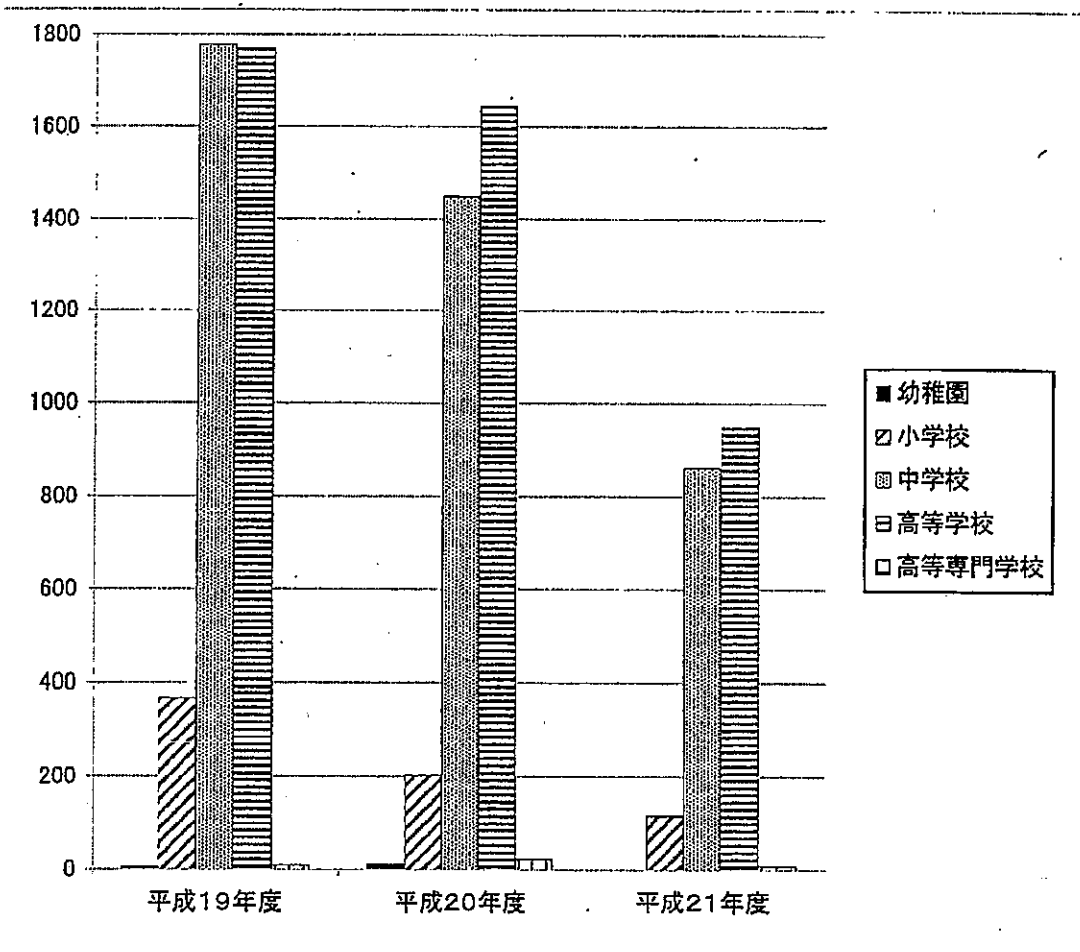
## —学校の管理下における熱中症の発生状況—

(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
幼稚園	7	11	0
小学校	367	202	115
中学校	1,778	1,449	862
高等学校	1,770	1,646	949
高等専門学校	9	23	9

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※ 上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成21年度は速報値)。



高 号 外  
平成22年12月13日

県立学校長 殿

高校教育課長  
特別支援教育室長  
スポーツ健康課長  
生涯学習課長  
(公印省略)

学校徴収金会計事務に関する取扱について（通知）

このことについては、平成22年7月30日付け総第200号「職員の処分及び服務規律の確保について」教育長通達及び平成22年8月19日に開催した県立学校長臨時会議において、不正防止対策や確実なチェック体制等の確立について指示されたところです。

これまで、学校徴収金の取扱範囲には、部活動ごとに生徒、保護者から徴収していたものについては明確に示していませんでしたが、これについても生徒、保護者から徴収し管理しているものであることから、学校徴収金と同様に公金に準じた取扱が必要です。

つきましては、今後の部活動費に係る取扱については、下記のいずれかによる管理を基本としますが、部活動に関する徴収金も公金であるとの認識の下、各校で工夫し所属職員に対し指導を徹底願います。

記

- 1 団体費、教材費等と同様の取扱として管理する場合  
「学校徴収金会計事務に関する取扱要領」に基づき管理することになるため、学校長による徴収額の通知、収入支出何の起案と決裁、精算処理、定期的な検査等を実施すること。
- 2 各部顧問が管理する場合  
各部顧問が管理する場合、以下の内容を実施すること。  
原則通帳による管理（遠征の際、前日、当日に集金し支出するものなどを除く）  
出納帳簿の作成  
関係書類の整備（納品書、請求書、領収書など）  
※支出何いは、必ず必要とはしないが、支出内訳は、顧問以外の者も確認できるようにしておくこと。  
決算審査（事務室、顧問会議、第三者（団体監査委員）などによる）  
生徒、保護者に対する決算報告
- 3 その他の場合  
親の会など外部の団体による金銭管理がある場合には、会計処理について透明性を確保するよう努めること。

担当	高校教育課	管理運営班	畠山
	特別支援教育室	企画管理班	小嶋
	スポーツ健康課	学校安全体育班	鈴木
	生涯学習課	管理調整班	樋口

# 【宮城県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程】

## 【複数校合同チーム参加承認の趣旨】

本規程は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、大会出場機会がなくなる選手がでてくることが予想されることから、その生徒たちに大会参加の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

## 1. 合同チーム編成条件

- (1) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。(それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在すること)
- (2) 当該校では、それぞれ顧問もしくは外部指導者の指導の下、学校管理下で日常的・計画的に活動を行っていること。
- (3) 合同チームは、同一郡市中体連内(出場枠)の当該校であること。(但し、ハンドボールを除く)
- (4) 合同チームは、事前に当該専門部と相談した上で、それぞれの学校長が認め、以下に定める手続きが行われていること。
- (5) 合同チームは、各郡市中体連に承認され、郡市予選で県大会出場資格を得たチーム(登録メンバー)であること。(但し、ハンドボールを除く)

## 2. 合同チーム承認種目(個人種目のない種目に限る)

- (1) バスケットボール(5)・サッカー(11)・ハンドボール(7)・バレーボール(6)・軟式野球(9)・ソフトボール(9)・以上6種目

## 3. 合同チーム編成基準

- (1) 部員数が上記試合人数に満たない当該校で、単独チーム編成が困難な2校以上による1チームの合同チーム。
- (2) 上記試合人数に満たない当該校が、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成する準合同チーム。
- (3) 単独校でのチーム編成可能な当該校が、上記試合人数に満たない当該校を吸収による1チームの準合同チーム。

※(2)については平成20年度検討の結果、参加を認めない。

※(1)(2)(3)については、今後様々なケースが出てくると予想される。

上記を基準とした上で、実態に即した最善の方法を専門部並びに各関係郡市で話し合い特例措置を認めていく。

## 4. チーム名

複数校名連記する。

## 5. 引率・監督

引率・監督は教員・校長とし、両校の監督が引率することを原則とする。

①特殊事情がある場合のみ代理監督を認める可能性を残す。

6. 手続き

手続きを開始するにあたっては、事前に当該校監督を通じ、各種目専門部と連絡を取り合い調整を図ること。

(1) 合同チーム参加報告の提出先及び期限

①地区大会終了後速やかに県中体連会長及び専門部会長宛に関係書類

(様式1 合同チーム宮城県大会参加報告)を各郡市中体連会長名で報告する。

7. 参加申込

手続き終了後、各種目ごと「合同チーム用参加申込書」に当該各校校長印を押印し、代表校校長が申込を行う。

8. 表彰

表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、両校に賞状を授与する。

9. その他

(1) 合同チーム参加に関わる細則は、当該専門部が必要に応じて定める。

(2) 合同チームとして参加する当該校は、専門部の定める細則に従わなければならない。

付 記           本規程は、平成15年 4月 1日より施行する

平成20年11月14日 一部改訂

<様式 1>

平成 年 月 日

宮城県中学校体育連盟会長 殿  
宮城県中学校体育連盟 \_\_\_\_\_ 専門部会長 殿

中体連名

会 長

公印

「合同チーム」宮城県大会参加報告書

このことにつきまして、専門部及び各校並びに各校選手・保護者の同意を得ておりますので、「宮城県中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規程」により、下記の通り合同チームとして大会に参加する事を報告致します。

記

種 目		大会名			
合同チーム名					
所属中体連及び枠区分			区分	1・2・3	
参 加 校	立	校長名			公印
	中学校	監督職氏名		部員数	
	立	校長名			公印
	中学校	監督職氏名		部員数	
	立	校長名			公印
	中学校	監督職氏名		部員数	
代表監督	中学校	職・氏名			

〔区分〕

- 1 部員数が正規試合人数に満たない当該校同士2校以上による合同チーム
- 2 部員数が正規人数に満たない当該校と、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成する準合同チーム
- 3 単独校でのチーム編成可能な当該校が、上記試合人数に満たない当該校を吸収することによる1チームの準合同チーム

※ 2（網掛け部分）については平成20年度検討の結果、参加を認めない。



宮城県内中学校長 様

宮城県中学校体育連盟  
会長 櫻井 健二  
(公印略)

第59回宮城県中学校総合体育大会への参加及び応援について  
(お願い)

日頃、本連盟に対してご協力ご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年度も7月22日より、平成22年度第59回宮城県中学校総合体育大会が開催されますが、例年各会場において応援マナーに対する、施設管理者及び警察等より多くの指導・苦情が寄せられます。

つきましては、別紙「第59回宮城県中学校総合体育大会への参加及び応援について」のお願い文書を参加生徒保護者に対して、配布していただきますようお願い申し上げます。

なお、文書は、宮城県中学校体育連盟 WEB サイトにも掲載しておりますのでダウンロードしてご活用ください。

宮城県中体連WEBページアドレス <http://www.h3.dion.ne.jp/~miyagich/>

保護者各位

宮城県中学校体育連盟  
会長 櫻井 健二

宮城県中学校体育連盟主催の大会への参加及び応援について  
(お願い)

本年度も7月22日より、平成22年度第59回宮城県中学校総合体育大会を開催します。生徒のこれまでの活動の成果が十分発揮され、子どもたちの心に残る大会になることを望んでおります。

しかし、ここ数年各会場において保護者の方の応援マナーに関して、施設管理者及び警察等より指導が寄せられております。

つきましては、大会参加生徒全員が心置きなくプレーできるように、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 駐車場について

- (1) ほとんどの会場の駐車台数に限りがありますので、応援の方の駐車場は各会場とも原則として確保しておりません。  
応援にあたっては、公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。会場によっては学校割当の駐車台数制限を行って選手の送迎を認めている会場もあります。顧問の先生に確認をしてください。  
なお、駐車場での事故等については責任を負いかねます。

- (2) 駐車場の係の先生やボランティアの方、生徒の指示にご協力願います。  
生徒やボランティアの方、先生方が駐車場の係活動を行っていますが、その指示に従わないケースが見られるようです。今後の大会継続にも関わる問題ですので、よろしくご協力お願いいたします。

2 公共施設の利用について

体育館等の土足厳禁場所への土足での立ち入り、禁煙場所（各学校校地内・体育施設内）での喫煙、ゴミのポイ捨てなどのため、大会終了後大会役員や生徒が清掃を行っております。マナーの遵守についてご協力願います。  
また、施設の器物破損も報告を受けております。誤って破損してしまった場合は、大会本部までご連絡ください。

3 大会運営への協力について

本大会を開催するにあたり、関係者が長期にわたり、準備を進めてきております。会場の確保、審判員の確保、早朝からの会場の準備・整備などすべてにおいて生徒の日頃の練習成果を十分発揮できる大会になるように努力してきています。これらの趣旨をご理解いただきまして、大会関係者の指示にご協力いただき、心に残る大会になるようご協力お願いいたします。

21宮城高体連第62号  
平成21年8月26日

関係各専門部長 殿  
同 副部長 殿

宮城県高等学校体育連盟  
会長 菊地 茂樹  
(宮城県利府高等学校長)  
(公印省略)

新型インフルエンザ（A/H1N1）等に係る  
諸大会の開催及び参加生徒の健康管理について（通知）

新型インフルエンザの流行に伴い、本連盟が主催する諸大会・行事については、下記事項を留意のうえ、引き続き予防対策の実施及び正確な情報に基づく対応を採るようご指導願います。

また、貴専門部下各校においても日ごろからの生徒等の健康管理には十分留意するよう注意喚起をお願いします。

なお、このことは各競技専門部委員長あてに併送していますことを申し添えます。

記

1 日常の対策

- ①積極的にうがい・手洗いを行う。
- ②咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する（咳エチケットの徹底）。
- ③慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する者へは、健康観察等を特に強化し、早期受診、早期治療に心がけること。

（関連文書：平成21年8月21日付け ス第306号 新型インフルエンザに関する対応について）

2 罹患生徒自身の大会参加

新型インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第1種感染症の扱いとなるので、治癒するまでの間、出席停止がなされる。登校については、医師との相談のうえ決定するものとなる（通常のインフルエンザの場合は、第2種感染症の扱いとなり、解熱2日後から登校可）。

従って、大会期間中において罹患中である生徒については当該校と協議のうえ、大会参加を見合わせることにし、専門部長及び本連盟事務局へ報告すること。

（関連文書：平成21年8月21日付け ス第306号 新型インフルエンザに関する対応について 別紙2項）

### 3. 濃厚接触者の大会参加

罹患者と濃厚接触の疑いがある生徒等においては、その実態を正確に把握するために、チーム全員の健康チェックを迅速・適切に行い、そこで得られた情報を踏まえ、担当した医療機関、当該校が協議のうえ、生徒・チーム派遣の可否を最終的に決定するとともに、専門部長及び本連盟事務局へ報告すること。

(関連文書：平成21年7月16日付け 21全国高体連第132号 新型インフルエンザに関する諸問題への対応について：準用)

### 4. マスコミ等への対応

本連盟事務局が宮城県教育委員会と連携し対応する。

(関連文書：平成21年8月21日付け ス第306号 新型インフルエンザに関する対応について 別紙3項)

### 5. その他

各会場においては換気の励行、消毒液等の配備をすることが望ましい。

また、感染拡大が社会的に著しく、感染拡大防止の措置が必要であると判断される場合は、県（宮城県新型インフルエンザ対策本部及び宮城県教育委員会）の要請を受け、当該専門部長と本連盟事務局及び参加校と協議のうえ、観客等の入場制限、延期若しくは中止する場合もある。

(関連文書：平成21年8月4日付け ス第278号 新型インフルエンザに係る学校の臨時休業等について 3項：準用)

宮城県高等学校体育連盟事務局

担当：理事長 金田

事務局長 土生 (022) 349-0550

〒981-0133 宮城郡利府町青葉台 1-1-1

(宮城県利府高等学校内)

<http://www.miyagi-koutairen.jp/>

[mygktrn@f6.dion.ne.jp](mailto:mygktrn@f6.dion.ne.jp)

事 務 連 絡

平成22年5月24日

関係各専門部委員長 殿

宮城県高等学校体育連盟事務局

第59回宮城県高等学校総合体育大会での確認・報告事項について（通知）

このことについて、下記のとおりよろしくお願いします。

記

<確認事項>

- 1 参加生徒等の健康状態を十分に掌握し、大会に臨むよう引率責任者に指示願います。
- 2 実施本部は県高体連事務局に設置します。  
(主会期間中 駿河・松山事務局員が常駐 毎10～17時)  
緊急・夜間時 事務局長 鈴木携帯 090-8780-4821
- 3 別添のとおり本部にて大会会場への巡回を実施します。

<大会終了後の報告事項>

- 1 事故報告等 緊急医療体制について確認するとともに、所轄消防署・関係医療機関に事前に協力依頼願います。万一、傷病・事故発生の場合は速やかに引率責任者を通じ、所属長並びに当局へ連絡願います（様式任意）。  
なお、本大会は本連盟傷病見舞金給付対象事業です。
- 2 会計処理 5月19日開催の専門部会計事務処理説明会指示事項に基づき、適切に処理願います。また、別添H22.4.23付全国高体連事務局からの通知についてもご確認お願いいたします。  
なお、報告期限は大会終了後1ヶ月以内です。
- 3 大会結果 下記アドレスまでメール（添付ファイル=.pdf ファイル）にて報告願います。その際はPDFに変換願います。無理な場合は、データでも結構です。なお、できるだけファックスでの報告は避けていただければと思います。

宮城県高等学校体育連盟事務局

担当：理事長 金田

事務局長 鈴木 (022) 349-0550

〒981-0133 宮城郡利府町青葉台1-1-1

(宮城県利府高等学校内)

<http://www.miyagi-koutairen.jp/>

[mygktrn@f6.dion.ne.jp](mailto:mygktrn@f6.dion.ne.jp)

(電子メール施行)

ス 号 外  
平成22年 7月16日

市町村教育委員会学校安全主管課長 殿

宮城県教育庁スポーツ健康課長  
(公印省略)

学校等の柔道における安全指導について (通知)

本県の教育行政につきまして、日ごろより格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、別紙写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長、生涯スポーツ課長から通知がありましたので、所管する学校に周知願います。

(電子メール施行)

ス 号 外  
平成22年 7月16日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
(公印省略)

学校等の柔道における安全指導について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長、生涯スポーツ課長から通知がありましたので、事故防止に配慮するよう周知願います。

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 8 月 5 日

各高等学校長 殿

宮城県高等学校体育連盟  
会長 菊 地 茂 樹  
(宮城県利府高等学校長)  
(公 印 省 略)

学校等の柔道における安全指導について (依頼)

このことについて、別紙写のとおり (財) 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長及び生涯スポーツ課長より依頼がありましたので、各学校におかれまして周知されますようお願いいたします。

宮城県高等学校体育連盟事務局  
担当：理事長 金田  
事務局長 鈴木 (022) 349-0550  
〒981-0133 宮城県利府町青葉台 1-1-1  
(宮城県利府高等学校内)  
<http://www.miyagi-koutairen.jp/>  
[mygktrn@f6.dion.ne.jp](mailto:mygktrn@f6.dion.ne.jp)



22ス企体第7号  
平成22年7月14日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 学 校 体 育 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 生 涯 ス ポ ー ツ 主 管 課 長  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 学 校 担 当 課 長  
財 団 法 人 日 本 体 育 協 会 日 本 ス ポ ー ツ 少 年 団 本 部 長  
財 団 法 人 全 国 高 等 学 校 体 育 連 盟 会 長  
財 団 法 人 日 本 中 学 校 体 育 連 盟 会 長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長  
有 松 育 子



(印影印刷)

生涯スポーツ課長  
坂 元 謙 次



(印影印刷)

#### 学校等の柔道における安全指導について（依頼）

学校等の柔道における事故防止については、日頃より格別のご配慮をいただいているところですが、柔道に係る事故が続いて発生したことは誠に遺憾であります。

については、柔道の安全指導を徹底するため、財団法人全日本柔道連盟が作成している安全対策の手引き「柔道の安全指導」等を参考にするとともに、特に下記の点に留意して、柔道の部活動や授業及び民間の柔道教室等における柔道に係る事故の防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるようお願いいたします。また、学校や民間の柔道教室等の柔道の指導者に係る資質の向上に引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては域内の市区町村及び所管の私立学校等に対して、財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団におかれましては都道府県スポーツ少年団に対して、財団法人全国高等学校体育連盟におかれましては都道府県高等学校体育連



盟に対して、財団法人日本中学校体育連盟におかれましては都道府県中学校体育連盟に対して、本件の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

## 記

- (1) 指導の前に児童生徒等の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること。また、児童生徒等が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。
- (2) 指導に当たっては、児童生徒等の技能の段階に応じた指導とすること。特に、初心者には、受け身を安全にできるよう指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分な配慮を行うこと。
- (3) 施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (4) 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。

※財団法人全日本柔道連盟が作成している安全対策の手引き「柔道の安全指導」については、同連盟のホームページ (<http://www.judo.or.jp/data/docs/print-shidou.pdf>) からダウンロードできます。また、文部科学省のホームページ (スポーツ>子どもの体力向上>学校体育の充実) からアクセスできます。

### 【問い合わせ先】

文部科学省 スポーツ・青少年局

・企画・体育課 学校体育振興係

TEL 03-6734-2674

FAX 03-6734-3790

・生涯スポーツ課 調査係

TEL 03-6734-2687

FAX 03-6734-3792

事 務 連 絡

平成 2 2 年 8 月 5 日

各高等学校長 殿

宮城県高等学校体育連盟

会長 菊 地 茂 樹

(宮城県利府高等学校長)

(公 印 省 略)

夏季休業中の水難事故に関する注意喚起について (依頼)

このことについて、別紙写のとおり (財) 全国高等学校体育連盟会長及び全国高等学校総合体育大会沖縄県実行委員会会長より依頼がありましたが、大会参加者のみならず、生徒等の夏季休業中の部活動等におきましても水難事故に関する注意喚起をしていただくようお願いいたします。

宮城県高等学校体育連盟事務局

担当：理事長 金田

事務局長 鈴木 (022) 349-0550

〒981-0133 宮城県利府町青葉台 1-1-1

(宮城県利府高等学校内)

<http://www.miyagi-koutairen.jp/>

[mygktrn@f6.dion.ne.jp](mailto:mygktrn@f6.dion.ne.jp)



事務連絡  
平成22年7月23日

各都道府県高等学校体育連盟会長 殿

財団法人全国高等学校体育連盟  
会長 三田 清一  
平成22年度全国高等学校総合体育大会  
沖縄県実行委員会  
会長 仲井眞 弘多

平成22年度全国高等学校総合体育大会「美ら島沖縄総体2010」参加選手等体調管理について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

各都道府県においては、平成22年度全国高等学校総合体育大会参加校及び選手も既に決定し、大会参加の準備に取り組んでいることと存じ上げます。

大会運営を行う沖縄県実行委員会は、平成22年5月27日付高総沖夷第99号においてインフルエンザ等の感染症対応として、大会選手等の体調管理について依頼したところでありましたが、この度不幸なことに、沖縄県で開催されました、第58回全九州高等学校水泳（競泳）競技大会参加選手が大会終了後の翌日、沖縄県内の海水浴場（浅瀬のビーチ）で遊泳中死亡する事故が発生いたしました。

「美ら島沖縄総体2010」は諸事情により、競技大会期間中滞在型の大会であり、競技大会終了後に余暇日数を利用し、各学校単位で海水浴に行くことも十分予想されます。

については、急な依頼ではありますが、各参加校の引率者等に海水浴で遊泳する場合、下記事項に留意するよう貴団体傘下の大会参加校へ周知方お願いいたします。

#### 記

- 1 遊泳する部員等の体調管理を行うこと、特に、競技に伴う疲労の状況確認を行うこと
- 2 ビーチで遊泳する前に準備運動を行うこと
- 3 遊泳を行うことのできる区域として表示された区域内で遊泳すること
- 4 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと
- 5 遊泳時間として指定された時間以外に遊泳しないこと
- 6 遊泳の際、海水浴場の監視人の指示にしたがうこと
- 7 紫外線による過度の日焼けをしないように日陰を利用し、水分を充分にとること
- 8 遊泳中に負傷し、又は事故のあった場合は、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること

## メモ

全国高校総合体育大会の出場選手等に対する水難事故防止の呼びかけについて (お願い)

### 1 水難事故発生概要

本年7月に開催された九州高校総体水泳競技参加のため、16日から来県した県外の高校生(1名)が、大会終了後の20日午前8時過ぎから県内ビーチにおいて遊泳中、心機能障害により溺れ死亡した。同ビーチでの海水浴には、引率の教員1名と生徒9名(事故者を含む)の10名が参加しており、遊泳を開始して数十分後に海底に沈んでいる事故者を同級生の部員が発見し、救助したものの死亡に至った。

### 2 事故の原因

事故者は、競泳の選手であったが、大会終了後の体力的低下があったと予想され、加えて本人が自覚しない持病により、水死にいたっている。

### 3 事故防止の呼び掛け

今回の事故は、水泳部という特に遊泳に長けた生徒が被災する事故であったことから、たとえ遊泳やマリッジジャーに慣れ親しんだ者であっても、大会参加に伴う体力の消耗、気候の変化、海域の形状、気象条件等による海流等の変化などあらゆる悪条件により事故に遭い、重篤な結果となる可能性を踏まえ、生徒のみでなく家族を含めた大会関係者すべての人に

- (1) 複数での遊泳(単独でのマリッジジャー、散策等を行わない。)
- (2) ライフジャケットの着用
- (3) 監視員や救助員の配置されているビーチの利用
- (4) 飲酒後や飲酒しながらの遊泳禁止
- (5) 心疾患等の持病に不安を抱える方や体調不良時の遊泳禁止
- (6) 荒天時の遊泳禁止

などの注意事項を呼び掛けるとともに、海の危険性物等についても広く注意喚起をお願いする。

## 複数校合同チームによる大会参加についての考え方

全国高等学校体育連盟

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

### 1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

### 2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合をいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

# 参考

## 複数合同チームの大会参加についての確認

平成20年5月

宮城県高体連バレーボール専門部

### 1 編成条件

- ① それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動している部であること。
- ② 単独で部員数が6人未満で、6人を満たす最小の学校数において合同チームを編成すること。
- ③ 合同チームとして定期的に活動実績があること。

### 2 大会参加について

- ① 県高校新人大会のみの参加を認める。
- ② 選手権への出場資格、シード権、などの権利は与えない。
- ③ 表彰はなし
- ④ 参加申し込みは両チームから提出する。
- ⑤ どちらか一方のチームのユニホームを着用する。

### 3 申請手続き

- ① 合同チーム結成確認及び各学校長の承認（各学校にて行う）
- ② 合同チーム編成報告（様式1）合同チーム大会参加申請（様式2）の提出（専門部へ）
- ③ 常任委員会での審議・承認
- ④ 県高体連への報告（専門部にて行う）

### 4 留意事項

- ① 合同チームで参加希望の代表者は、事前に地区責任者に申し出ること。
- ② 部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものであり、安易な合同チーム編成や勝利至上・強化を目的とした編成になってはならない。
- ③ インターハイ・春高バレー・東北大会には出場できない。
- ④ 詳細については、常任委員会にて定める。

### 5 申請様式

(様式1)

(様式2)

平成 年 月 日		
宮城県高等学校体育連盟		
バレーボール専門部長 殿		
	高等学校	
	校長	印
合同チーム編成について（報告）		
本校チームが下記の高等学校との合同チームを編成し、活動することを承認いたします。		
記		
1 合同チーム編成高等学校名		
	高等学校	高等学校

平成 年 月 日		
宮城県高等学校体育連盟		
バレーボール専門部長 殿		
	高等学校	
	校長	印
合同チームによる大会参加について（申請）		
このことについて、下記のとおり参加したいので申請いたします。		
記		
1 参加大会名		
2 合同の学校名		
3 合同チーム名		
4 引率責任者		
5 事由		
6 これまでの活動実績		

## 外国人留学生の全国高校総体大会参加について

平成 22 年 12 月 3 日 全国高体連理事会決定

外国人留学生の全国高校総体参加については、全国高等学校総合体育大会便覧（2007 年版）**1**全国高等学校総合体育大会開催基準要項（資料 3-(2)）のとおり、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するという事は、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、全国高校総体の「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、高校総体への参加を認めることはできない。

そこで、現に高等学校に在籍していることを確認するため、下記書類の提出を大会参加申請書に添付することを要するものとする。

### 1 外国人登録証書の写し

全国高校総体都道府県予選（地区・支部予選を含む）の参加申し込み日までに就学していることを、「外国人登録証書の登録日」により確認する。但し、外国人登録証書の発行がなされていない場合には、外国人登録証明書交付予定期間指定書により確認する。

### 2 都道府県高体連専門部長は、上記 1 の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

※ 大会参加申請（外国人留学生登録(更新)申請を含む）には、別紙様式 1・2 を使用する。

様式1

平成 年 月 日

〇〇県高等学校体育連盟  
〇〇 専門部  
部長 殿

校長 高等学校 印

平成 年度外国人留学生選手の登録(更新)および大会参加について(申請)

このたび、次の外国人留学生選手が本校に在籍することになりましたので、必要書類を添付して申請いたします。

- 1 ふりがな  
氏 名
- 2 性別及び年齢(生年月日) 男 女 歳( 年 月 日)
- 3 国籍及び本国住所
- 4 在籍学校名
- 5 在籍の事実が発生した年月日 平成 年 月 日  
(区市役所・町村役場にて外国人登録申請後の年月日)
- 6 添付書類
  - (1) 入学許可証 写 (登録更新時は学年修了証または単位修得証明書 写)
  - (2) 在留資格証明書 写
  - (3) パスポート 写
  - (4) 就学ビザ 写
  - (5) 外国人登録証書 (もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書) 写



様式2

平成 年 月 日

〇〇県高等学校体育連盟  
会長 殿

又は  
(財)全国高等学校体育連盟  
〇〇 専門部  
部長 殿

〇〇県高等学校体育連盟  
〇〇 専門部  
部長 印

平成 年度外国人留学生選手の登録(更新)および大会参加について(申請)

このたび、次の外国人留学生選手が次の学校に在籍することになりましたので、必要書類を添付して申請いたします。

1 ふりがな  
氏 名

2 性別及び年齢(生年月日) 男 女 歳( 年 月 日)

3 国籍及び本国住所

4 在籍学校名

5 在籍の事実が発生した年月日 平成 年 月 日

(区市役所・町村役場にて外国人登録申請後の年月日)

6 添付書類

- (1) 入学許可証 写 (登録更新時は学年修了証または単位修得証明書 写)
- (2) 在留資格証明書 写
- (3) パスポート 写
- (4) 就学ビザ 写
- (5) 外国人登録証書(もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書) 写
- (6) 所属校からの申請書(様式1) 写

**【高体連・転(編)入生の高体連主催大会への参加手続き】**

(当該校 → 専門部事務局あてに送付 → 県高体連事務局へ転送)

平成 年 月 日

宮城県高等学校体育連盟会長 あて  
同 ○○専門部長 あて

○○高等学校  
校長 ○ ○ ○ ○

転(編)入生の高等学校体育連盟主催大会への参加について(申請)

このことについて、本校下記生徒の参加について許可願います。

記

- 1 生徒氏名 ○○ ○○ (性別)  
生年月日：平成○○年○○月○○日生
- 2 転入日 平成○○年○○月○○日付け 第○学年へ転(編)入
- 3 転入元 ○○ (都道府県) ○○高等学校 (○年)
- 4 事由 (具体的に記すこと)

担当者：(職) (氏名)
連絡先：

**【全国高等学校体育連盟 規定】**

**1. 引率・監督について**

＜従 来＞

- 引率責任者は当該校の教員とする。
- 監督については、学校長の認めた教職員とする。

＜改 正＞

- 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の（1）職員とする。  
個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。
- 監督、コーチ等は校長が認める（2）指導者とし、それが外部指導者の場合は、  
傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

- （1）当該校の職員・・・ 校長、教頭、教諭、助教諭、講師、非常勤嘱託員等「学校教育法第60条」に規定されている者。（非常勤嘱託員は地方公務員法第三条に身分記載）
- （2）指導者・・・ ①の職員及び外部指導者（非常勤講師、スポーツクラブ指導者、社会体育指導者、当該校の卒業生・保護者等）で校長の認めた者とする。

ただし、各都道府県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

平成16年度から「改正案」が適用できるよう各都道府県において全国総合体育大会予選実施要項等の見直しをお願いする。

各競技大会の参加人数については従来どおりとする。

## 2. 競技者及び指導者規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。  
財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

#### (規程の適用)

第2条 この規定は、以下の競技者と指導者に適用する。

- (1) 競技者とは、学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟登録した競技者をいう。ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- (2) 指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

### 第2章 競技者

#### (競技者のあり方)

##### 第3条

- (1) 高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- (2) 競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- (3) 体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- (4) スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- (5) スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

#### (競技者の禁止事項)

##### 第4条

- (1) 大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- (2) 企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- (3) 各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- (4) 自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

#### (大会等への参加)

##### 第5条

- (1) 競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。
- (2) 競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在

学校校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

### 第3章 指導者

(指導者のあり方)

#### 第6条

- (1) 指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- (2) 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。
- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- (4) 禁止事項については第4条(競技者の禁止事項)を準用する。

### 第4章 罰則

(罰則)

第7条 競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

### 第5章 改正その他

(改正その他)

第8条 本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附則 平成14年5月30日より施行

平成20年3月3日「競技者に関する別途規定」を定める。

#### 競技者に関する別途規定

(財)全国高等学校体育連盟

平成20年3月3日制定

中央競技団体には、プロ扱い競技者の登録を区別している中央競技団体と、これを区別していない中央競技団体がある。

この現状を踏まえ、財団法人全国高等学校体育連盟(以下本連盟)は、前者については中央競技団体の取り決めに従うものとし、後者については条件が整備されるまでの間、競技者の不利益とならないよう配慮するために、本別途規定を設ける。

- 1 プロ扱い競技者とは、企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある者を言う。
- 2 各競技専門部は、プロ扱い競技者が本連盟主催の大会に参加しようとする場合、選手登録に際し、次の事項について指導すること。
  - (1) 本連盟「競技者及び指導者規定」の趣旨を尊重するとともに、本別途規定の内容を確認し、関係企業等にも周知徹底すること。
  - (2) 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会に参加しようとする場合、以下の項目を確認のうえ申請し、許可を得ること。
    - ア 都道府県予選大会(これに付随する各予選大会を含む)より参加するものとする。

- イ 大会日程およびタイムテーブルの配慮はしない。
- ウ 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会参加に関して、宣伝広告を行ったり金品の授受があってはならない。
- エ 大会（予選を含む）には、学校対抗の選手として参加を許可するものであり、ユニフォーム等は所属校のものを着用しなければならない。
- オ 本人の氏名・写真、競技実績等の広告への掲載、テレビ広告等への出演は、本連盟がスポーツ振興上有益であると認めた場合は許可する。

3 本別途規定が適用される競技専門部は、本連盟「競技者及び指導者規定」を尊重し、中央競技団体と、プロ扱い競技者の登録を区別する等選手登録について条件整備を行うものとする。

4 本別途規定に違反する行為があった場合は、「競技者及び指導者規定」第7条（罰則）を準用する。

### 3. 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

#### 1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

#### 2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止を伴う複数の学校の統合をいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行

平成 19 年 3 月 3 日 改正

#### 4. 外国人留学生及び帰国生徒等の全国高等学校総合体育大会への参加について

1. 参加生徒は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
2. 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。短期留学による参加は認めない。
3. 参加人数枠は、エントリー数の概ね20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

平成 6 年 11 月 15 日制定 「外国人留学生の大会参加について」

平成 7 年 5 月 30 日一部改訂 「20%枠の適用」

平成 14 年 5 月 30 日一部改訂 「在留資格」

平成 15 年 3 月 8 日一部改訂 「競技者及び指導者規程」の適用

平成 17 年 3 月 5 日一部改訂 「大会参加資格の確認方法」

- ・ 9 月入学の生徒（留学生・帰国生徒等を含む）の出場においては全国高等学校総合体育大会開催基準要項の 12（6）に準ずる。
- ・ 留学先から帰国した生徒の扱いは 12（6）に準ずる。

---

以上平成 23 年 1 月 4 日現在 全国高等学校体育連盟 【事務局より/規定関係】より

[http://www.zen-koutairen.com/f\\_publish.html](http://www.zen-koutairen.com/f_publish.html)

## 全国高等学校総合体育大会 引率・監督について

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長に認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各都道府県における規定があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

### 宮城県高等学校体育連盟 各種大会における引率・監督の規定

- 1 引率責任者は当該校の教諭を原則とし、教頭又は常勤講師も可能とする。
  - 2 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、その取り扱いは、以下のとおりとする。
    - ① 監督・コーチ等には、当該校の教諭又は教頭若しくは常勤講師が当たる。
    - ② 引率責任者として教諭、教頭又は常勤講師がいる場合、特例として、次のような条件で監督・コーチ等に当たることができる。
      - ア 監督・コーチ等に、教育職員が当たることは可能である。  
教育職員とは校長、教頭、教諭、養護教諭、常勤講師、実習助手、寄宿舎職員をいう。
      - イ 監督・コーチ等に教育職員以外の職員が当たる場合は、勤務時間外のボランティア（無報酬）としてならば可能である。この場合は、保険の加入等が必要である。  
教育職員以外の職員とは事務職員、労務職員、学校栄養士等技術職員をいう。
      - ウ 監督・コーチ等に上記ア、イ以外の者（外部からの指導者、非常勤講師、非常勤職員、パート職員等）が当たる場合は、傷害・賠償責任保険（スポーツ保険等）に必ず加入しなければならない。
      - エ 上記イについての私立学校における取り扱いは、学校長の判断によるものとする。
- 附則 ① この規定は高体連理事会の議決がなければ変更することはできない。  
② この規定は平成 19 年 5 月 7 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。



## 宮城県高等学校総合体育大会開催基準要項 参加資格

- (1) 参加者は宮城県高等学校体育連盟に加盟している高等学校の生徒であること。
- (2) その他、参加資格は全国高等学校総合体育大会開催基準要項の大会参加資格に準ずる。

本要項は新人大会に準用する。

## 全国高等学校総合体育大会 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢は、      年4月2日以降に生まれたものとする。（      部分は、平成23年度は平成4年度である。）

但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）

- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。

### (8) 参加資格の特例

ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技専門部実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途定める規定にしたがい大会参加を認める。

イ. 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない生徒の出場は、同一競技3回までとする。

## 【引用・参考文献一覧】

- 1 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成20年9月 文部科学省
- 2 高等学校学習指導要領解説 保健体育・体育編 平成21年12月 文部科学省
- 3 「みんなでつくる運動部活動」あなたの部に生かしてみませんか 平成11年3月 文部省
- 4 運動部活動指導の手引 平成19年3月 熊本県教育委員会
- 5 「魅力ある運動部活動の在り方」 平成22年3月 広島県教育委員会
- 6 運動部活動指導の手引 平成22年3月 長野県地域スポーツ人材活用促進委員会  
長野県教育委員会事務局スポーツ課
- 7 総務省消防庁ホームページ 生活密着情報・応急処置マニュアル
- 8 日本赤十字社ホームページ 救急法などの講習
- 9 NAASH独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ
- 10 災害共済給付事務の手引2009 独立行政法人日本スポーツ振興センター仙台支所
- 11 財団法人全国高等学校体育連盟規定

「運動部活動指導の手引」作成委員

＜平成22年度地域スポーツ人材活用促進協議会メンバー＞

伊藤 譲治	宮城県中学校体育連盟理事長
高橋 圭一	宮城県中学校体育連盟事務局長
鈴木 秀利	宮城県高等学校体育連盟事務局長
土生 善弘	財団法人 宮城県体育協会事務局 事業課長兼スポーツ少年団課長
妹尾 寛	宮城県仙台二華高等学校教諭
小池 洋子	宮城県仙台東高等学校女子バレーボール部 外部指導者
佐々木 信行	塩竈市立第一中学校バスケットボール部 外部指導者
佐久間 健志	宮城県仙台第二高等学校ヨット部 外部指導者

宮城県教育庁スポーツ健康課

山内 憲幸	課長
加藤 裕記	スポーツ振興専門監
鈴木 文也	課長補佐学校安全体育班長
大沼 毅	学校安全体育班 主幹 (指導主事)
福田 功	学校安全体育班 主幹 (指導主事)
菅井 理恵	学校保健給食班 主幹 (指導主事)
大塚 花菜	管理調整班 主事
會田 敏	学校安全体育班 主幹 (指導主事)